

平成29年度

南部地域の高校生を対象とした 「地域への愛着や将来的な定住の意向に関するアンケート」 調査結果

将来的に地域に住み続けたい又は戻りたいと考えている高校生の割合:74.1%

三重県南部地域活性化局

調査の概要

調査時期 平成29年12月

調査対象校 南部地域に所在する全ての全日制及び定時制の高等学校16校並びに特別支援学校3校

調査対象者 2年生生徒全員2,804名(全数調査)

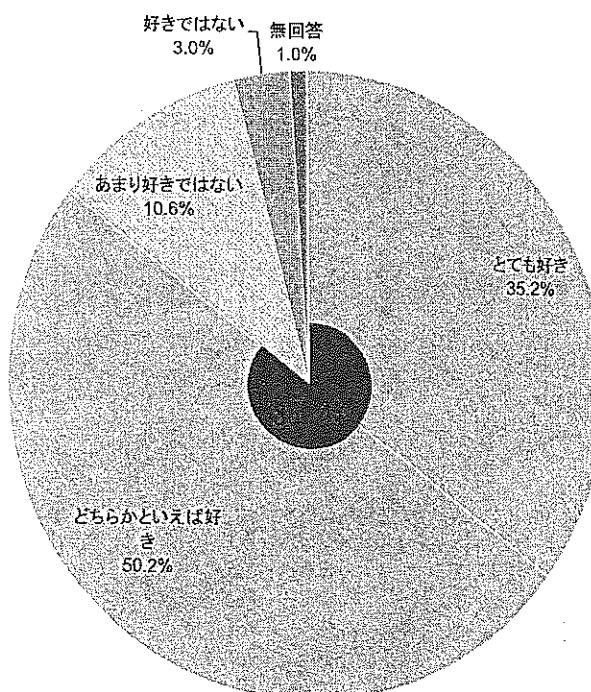
有効回答数 2,548名(有効回答率90.9%)

※うち住所地が南部地域である2,186名について分析しました

自分の住んでいる地域のことが好きですか

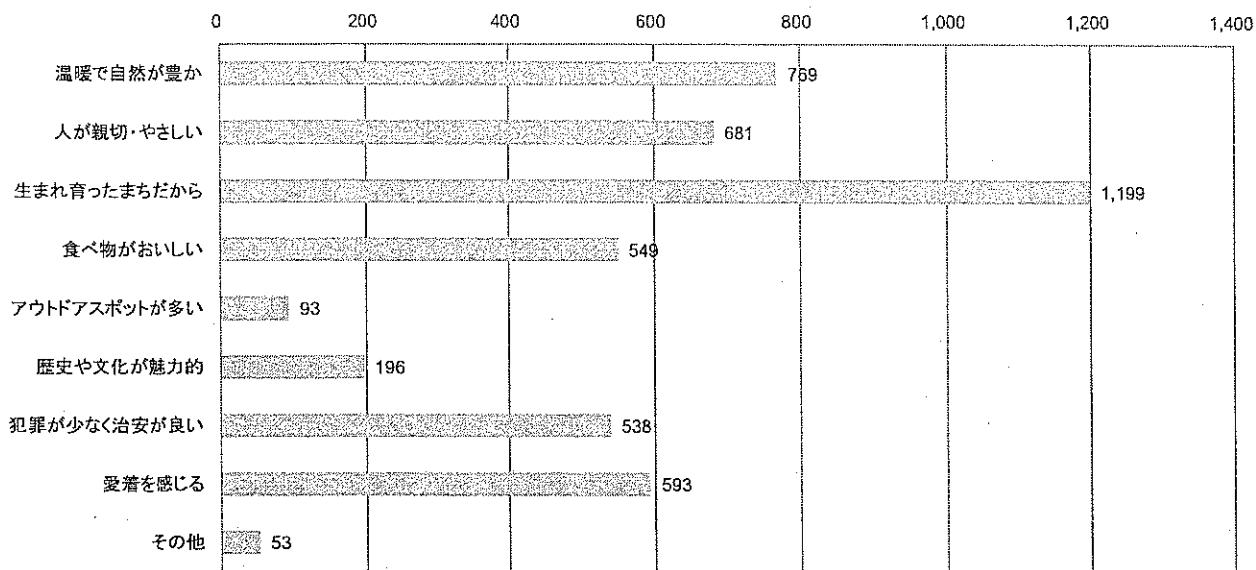
- 「とても好き」(35.2%)と「どちらかといえば好き」(50.2%)を合わせて、85.4%が自分が住んでいる地域のことを好きと回答しています。

地域への愛着度	人数
とても好き	770
どちらかといえば好き	1,098
あまり好きではない	232
好きではない	65
無回答	21
総計	2,186



住んでいる地域が好きな理由を教えてください

- 自分の住んでいる地域のことが「とても好き」「どちらかといえば好き」と答えた生徒に対して、その理由を尋ねたところ、「生まれ育ったまちだから」が最多く、次いで、「温暖で自然が豊か」、「人が親切・やさしい」が多くなっています。

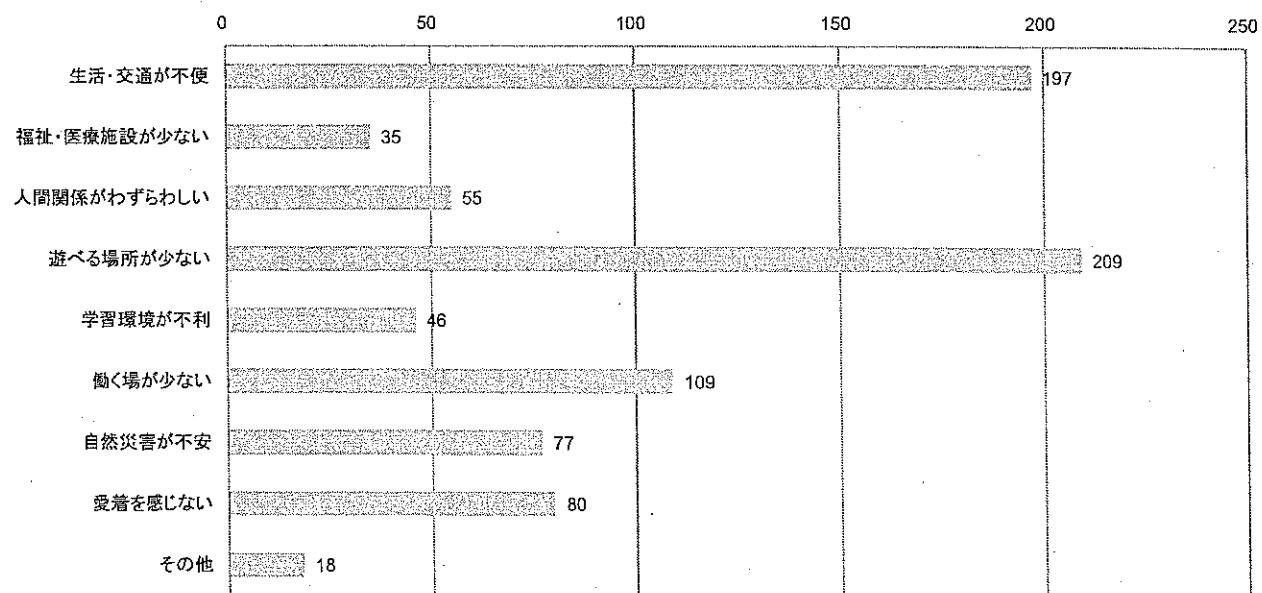


◆数字は件数。複数選択可。

◆「その他」…程よい田舎感、星がきれい、空気がきれい、とても静か、人が少ない、地域のつながりが深い、など

住んでいる地域が好きではない理由を教えてください

- 自分の住んでいる地域のことが「あまり好きではない」「好きではない」と答えた生徒に対して、その理由を尋ねたところ、「遊べる場所が少ない」と「生活・交通が不便」が他の理由に比べて圧倒的に多くなっています。



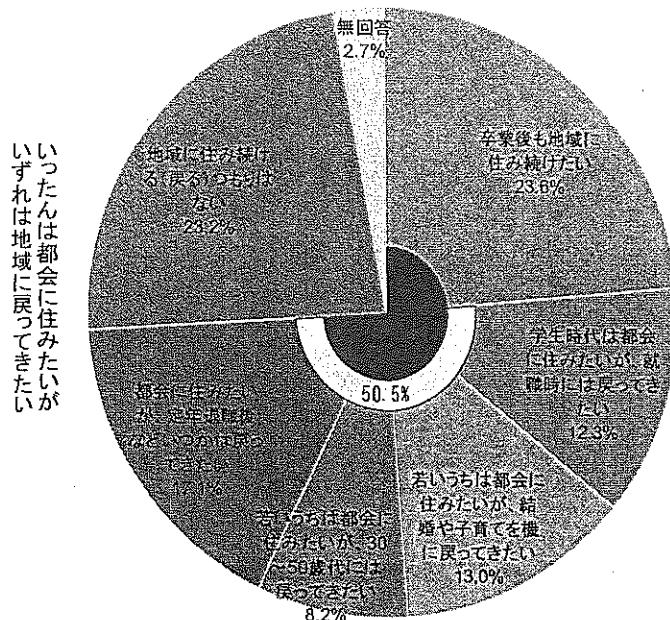
◆数字は件数。複数選択可。

◆「その他」…汚い、田舎だから、近くに大学・専門学校がない、楽しくない、など

現在住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか

- 「卒業後も地域に住み続けたい」(23.6%)が最も多く、「いったんは都会に住みたいがいずれは地域に戻ってきたい」(計50.5%)と合わせて、74.1%が将来的に南部地域で住みたいと考えています。
- 一方、「地域に住み続ける(戻る)つもりはない」が23.2%となっています。

定住の意思	人数
卒業後も地域に住み続けたい	515
学生時代は都会に住みたいが、就職時には戻ってきたい	269
若いうちは都会に住みたいが、結婚や子育てを機に戻ってきたい	284
若いうちは都会に住みたいが、30~50歳代には戻ってきたい	179
都会に住みたいが、定年退職後などいつかは戻ってきたい	373
地域に住み続ける(戻る)つもりはない	507
無回答	59
総計	2,186

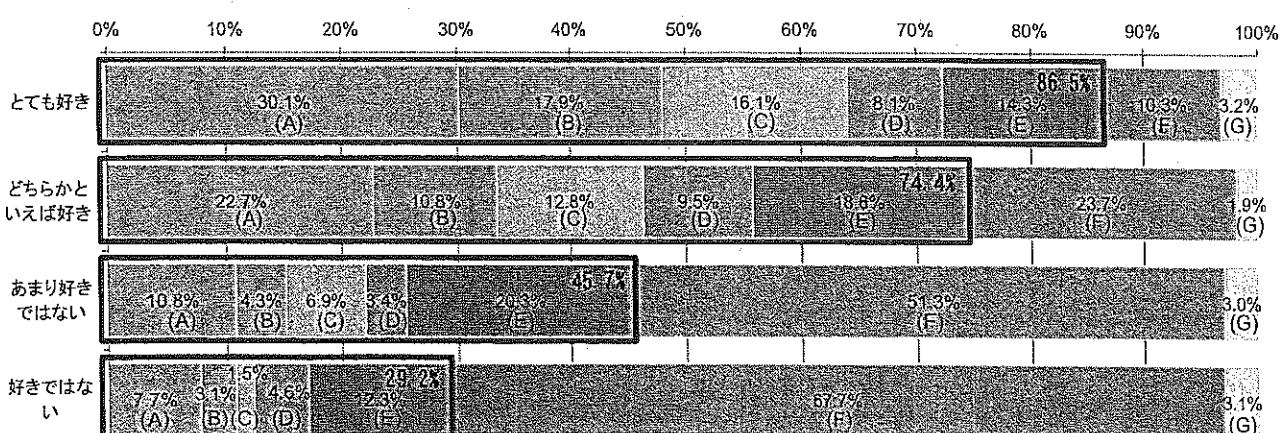


※端数処理の関係により各項目の合計値と表記は一致しません

現在住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか (地域への愛着度との関係性)

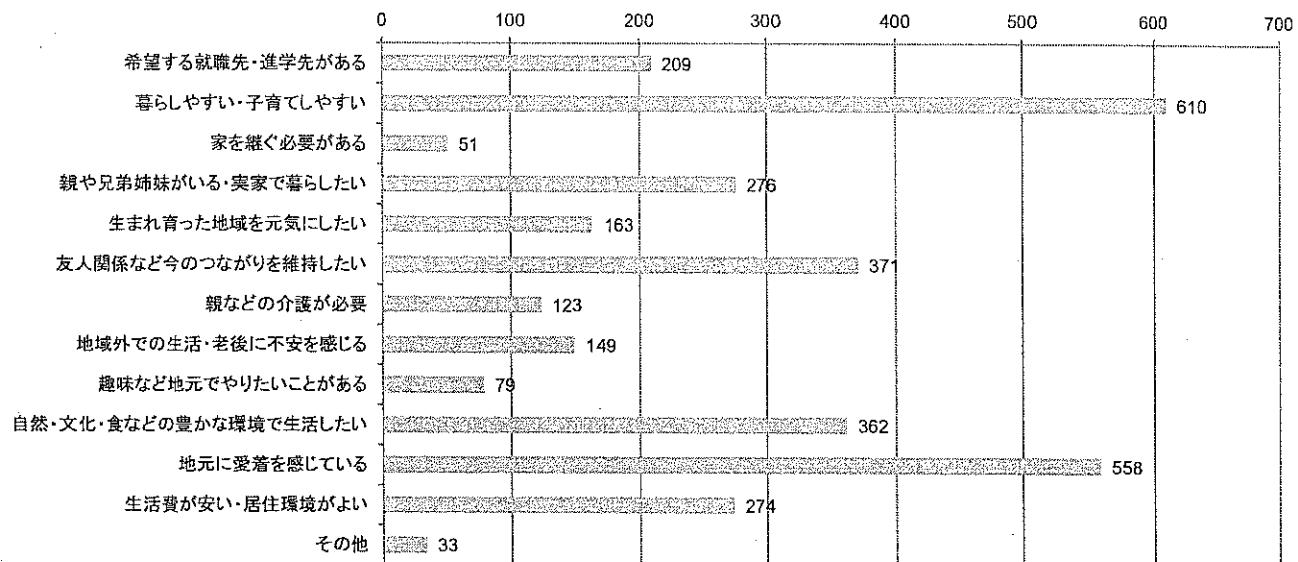
- 将来的に地域に住みたい・戻ってきたいと考えている割合((A)~(E))は、自分の住んでいる地域が「とても好き」と回答した生徒が86.5%と最も高くなっている一方、「好きではない」と回答した生徒は29.2%にとどまっています。
- このことから、地域のことが好きであることと将来的に住みたい・戻りたいと思う気持ちには強い相関関係があると考えられます。

- 卒業後も地域に住み続けたい (A)
- 若いうちは都会に住みたいが、結婚や子育てを機に戻ってきたい (B)
- 会に住みたいが、定年退職後などいつかは戻ってきたい (C)
- 地域に住み続ける(戻る)つもりはない (F)
- 無回答 (G)



住み続けたい又は将来的に戻ってきたい理由を教えてください

- 地域に住み続けたい又はいつかは戻ってきたいと答えた生徒に対し、その理由を尋ねたところ、「暮らしやすい・子育てしやすい」が最多く、次いで「地元に愛着を感じている」となっています。
- 「親や兄弟姉妹がいる・実家で暮らしたい」や「友人関係など今のつながりを維持したい」といった家族や地域の人びとのつながりを重視している回答も多くなっています。

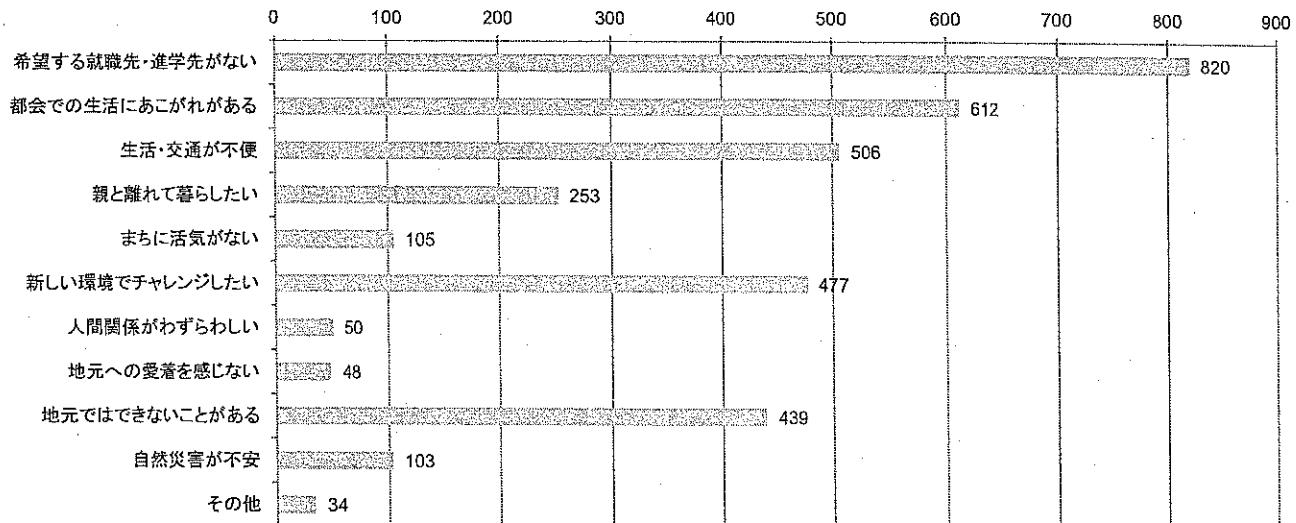


◆数字は件数。複数選択可。

◆「その他」…都会が得意ではない、なんとなく、交通の便が良い、静かだから、慣れているから、など

今の地域から転出する理由を教えてください

- いったんは都会で暮らしたい又は地域に住み続ける(戻る)つもりはないと言った生徒に対し、その理由を尋ねたところ、「希望する就職先・進学先がない」が最多く、次いで「都会での生活にあこがれがある」、「生活・交通が不便」となっています。
- 「まちに活気がない」、「地元への愛着を感じない」、「人間関係がわざらわしい」といった地域へのマイナス面よりも、「新しい環境でチャレンジしたい」、「地元ではできないことがある」など都会での生活への期待感の方が主な理由となっています。



◆数字は件数。複数選択可。

◆「その他」…故郷へ戻りたい、その時になるまでわからない、人間関係を広げたい、海外で生活したい、など

別冊2

三重県土地利用基本計画（原案）

三 重 県

目 次

第1章 県土の利用に関する基本構想

- 1 県土利用の基本方向
- 2 地域類型別の県土利用の方向
- 3 利用区分別の県土利用の基本方向

第2章 土地利用の原則

- 1 都市地域
- 2 農業地域
- 3 森林地域
- 4 自然公園地域
- 5 自然保全地域

第3章 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- 1 都市地域と農業地域とが重複する地域
- 2 都市地域と森林地域とが重複する地域
- 3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- 4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- 5 農業地域と森林地域とが重複する地域
- 6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- 7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- 8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
- 9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

土地利用基本計画策定の趣旨

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、三重県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制、遊休土地に関する措置及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制等を実施するにあたっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

変更に際しては、これまで別に策定していた県国土利用計画を本土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合の方針を示す計画として、一本化することとする。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方向

(1) 基本理念

現在、日本は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。大都市圏等では、一定程度、土地需要が増加する地域が見込まれるもの、全体として今後土地需要は減少し、本県においても県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念され、今後の県土の利用においては、本格的な人口減少社会における適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、台風の大型化、降雨の局地化・集中化・激甚化、近未来に予想される南海トラフ地震などの自然災害が危惧されており、安全安心な生活を営むために、居住地や経済活動の場における防災・減災の対策を進め、サステイナブルな社会の形成に向けて、中長期の視点を持った計画により、戦略的に県土の利用を進めていく必要がある。その際、地球温暖化対策や水源保全などを目的として、低・未利用地や荒廃農地などの緑化等、県土の自然を保全・再生・活用していく方策を選択することにより、より効率的で効果的な土地利用が実施できると考えられる。

人口減少、高齢化、財政制約等が進行する現状においては、土地の履歴や特性を踏まえた最適な県土利用を行い、複合的な効果をもたらす施策が重要になる。

(2) 県土の特性を生かした土地利用

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋岸に位置し、総面積は国土の約1.5%にあたる5,777 km²で、東西約80 km、南北約170 kmの南北に細長い地形となっている。中部圏と近畿圏の結節点にあり、大都市圏の一翼を担う土地利用がなされる一方、森林地域、自然公園地域、自然保全地域など、人口密度が低い地域も多く見受けられる。

海岸線は1,088 kmと長く、活断層も複数存在することから、自然災害のリスクを軽減する土地利用を検討する必要があり、そのうえで、人口分布や地域経済、工場立地、観光資源などの複数の要素を考慮して、土地利用を計画的に進めることが重要である。

ア 北勢地域

当該地域は、伊勢平野の北部に位置し、西に鈴鹿山脈、北に養老山地、東に伊勢湾を望む。平地を中心とした石油化学、自動車、液晶関連産業、情報通信産業などが立地する県内最大の産業・都市機能集積地となっている。地域内人口は、約84万人で県総人口の約47%を占めており、本県の製造品出荷額の約62%が、当該地域からの出荷である。

当該地域は、交通インフラが整備され、大都市である名古屋市や京阪神地域との交通利便性が高いことや、国際拠点港湾の四日市港を有していること、中部国際空港へのアクセスが比較的容易であることなどから、企業進出の適地となっている。また、新名神高速道路及び東海環状自動車道の延伸により、関西、北陸、中部圏へのアクセスが向上し、更なる産業集積が予想される。

のことから、しばらくは工業用地等への転換圧力が維持されると予想されるが、当該地域においても人口減少社会への道程は変わらず、今後の土地利用の減少を見据えて、低・未利用地の適正な活用、都市地域に残る緑地や里山などを原則保全し、生活住環境が悪化しない方策を探る必要がある。

イ 中南勢地域

当該地域は、西から布引山地などの山間地、中山間地域、伊勢平野、そして伊勢湾へと至る。地域内人口は、約49万人で県総人口の約27%を占めており、県庁や多数の教育・文化施設が所在し、北勢地域に次いで産業・都市機能が集積する地域となっている。

市街地及びその周辺の人口減少は緩やかに進むと見込まれるが、農山村地域では急激な人口減少により、耕作放棄地や山林の荒廃などが危惧される。

道路や鉄道などの交通インフラが整った利便性の高い地域においては、居住や工場、観光施設などの土地需要が見込まれるもの、中長期的には地域全体において人口減少による低・未利用地の増加が予想されることから、土地利用の適切な調整が必要になる。

また、伊勢湾に注ぐ櫛田川や宮川などの水源となる森林の保全や、平野部においても自然環境との調和のもとに開発を行うなど、土地の適切な利用を推進することが重要になる。

ウ 伊勢志摩地域

当該地域は、志摩半島を中心とした国立公園がその多くを占める地域であり、地域内人口は約24万人、県総人口の約13%を占める。伊勢市をはじめ、平野部において市街地が形成されている地域が存在するが、人口減少の進捗状況によっては、地域コミュニティにおける住生活環境の悪化が予想され、地方生活圏の維持が重要となる。

伊勢神宮や伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した産業を中心に、地域経済は持続的に運営されると見込まれるもの、日本全体の人口減による観光者の減少も予測され、海外からの誘客を含めた観光産業の発展を、土地利用の観点からも進める必要がある。そのためには、自然公園地域、自然保全地域において、個性ある景観の保全・再生・創出を進め、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組を推進し、経済が持続的に循環するように、地域の魅力を向上させていくことが重要である。

エ 伊賀地域

当該地域は、県西部、布引山地の西側に位置し、四方を山地で囲まれた盆地を中心に生活圏が形成されている。JRや近鉄線、また国道25号（名阪国道）により、関西圏への通勤、通学が可能であり、人・モノの流れは関西地域と強い結びつきがある。地域内人口は約17万人、県総人口の約9%を占める。

近鉄線沿線に大規模な住宅団地が形成され、関西との結びつきにより人口が増加したものの、高齢化や都心回帰の流れがあり、都市地域における人口減少、生活圏の持続的な確立が課題となっている。

国道25号（名阪国道）を利用した人・モノの流れにより、製造業などの産業は今後も持続していくと見られるが、忍者や古きまちなみ、自然景観などの観光資源を活用した産業の定着化など、計画的な土地利用による経済圏の形成が重要になる。

オ 東紀州地域

当該地域は、県の南部に位置し、地域内人口は約7万人、県総人口の約4%を占める。年間降水量が多く、全国有数の多雨地域であり、人口減少と高齢化が県内で最も顕著になっている。

平坦地が少なく、山が海に迫る急峻な地形が多く、農林水産業が地域産業の重要な位置を占める。人口減少の進行に伴い、後継者不足による耕作放棄地や山林の荒廃地増加が進んでいる。

観光資源のほか、希少価値のある土産物や商品の創出等により地域産業の活性化を進め、紀勢自動車道の利用により人・モノの流れが活性化し、地域経済を持続的に発展させることが重要になる。貴重な平坦地の有効利用、縁豊かな吉野熊野国立公園地域や世界遺産の熊野古道など、自然環境・景観を保全・再生・創出するとともに、南海トラフ地震に備えた安全・安心を実現する県土利用を行っていく必要がある。

(3) 県土をめぐる情勢の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような情勢の変化を考慮する必要がある。

ア 三重県の人口動態

三重県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成19年の187万人をピークに減少に転じており、平成22年の185.5万人から、平成27年の182.1万人を経て、平成37年には171.4万人になると長期推計が示されている。生産年齢人口比率は、平成22年の62.1%から平成27年は59.3%、平成37年には57.9%になると推計されており、平成27年から平成37年では約9万人の生産年齢人口の減を見込んでいる。

一方、三重県の農林業センサスによれば、三重県の総農家数は、平成17年の59千戸から、平成22年に52千戸（平成17年比88.1%）、平成27年に42千戸（平成17年比71.2%）に減少している。また、農業就業人口（自営農業が主の者）は、平成17年の57千人から、平成22年の42千人（平成17年比73.7%）、平成27年の34千人（平成17年比57.6%）へと減少している。

三重県の林業従事者は、国勢調査によれば、平成7年の2,338人から、平成12年の1,672人（平成7年比71.5%）、平成17年の1,047人（平成7年比44.8%）と平成7年から半分以下に減少したものの、その後、平成22年に1,255人（平成7年比53.7%）に増加し、平成27年には1,047人（平成7年比44.8%）に減少している。

このように、人口減少社会の中で、農林業の就業者が顕著に減少することにより、農業地域や森林地域などの土地管理が、更に厳しくなる可能性がある。

三重県では、このような人口減少に伴う諸問題への対応や地域活性化を推進するため、移住促進を施策に掲げ、ワンストップで対応する移住相談センターの設置や移住相談デスクの開催などを行っている。

イ 土地利用の推移

三重県の農林業センサスによれば、農家（土地持ち非農家を除く。経営耕地面積が10

a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯) が耕作する面積は、平成 17 年の 47.5ha から、平成 22 年の 44.5ha、平成 27 年の 38.6ha へと、その増減率はマイナス 18.7% となっている。これに対し、農家の耕作放棄地は平成 17 年の 3.8ha から、平成 22 年の 3.5ha、平成 27 年の 3.5ha へと微減から横ばいになっており、農地の他用途への転換が見られる。一方、土地持ち非農家の耕作放棄地は、平成 17 年の 3.2ha から、平成 22 年の 3.7ha、平成 27 年の 4.0ha へと 25% 増加しており、荒廃農地が目立つ原因となっている。

このような中、農地面積の減少に対応し、農地の集積・集約化を行うため、平成 26 年 3 月に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立した。三重県では公益財団法人三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構として指定し、農地の出し手から借り受けた農地を、農地の受け手に貸し付ける農地中間管理事業が開始されている。

三重県の森林面積は、平成 17 年の 373,211ha から、平成 22 年の 372,529ha、平成 27 年の 372,477ha へ 0.2% の微減となっており、10 年間で面積はほとんど変わっていない。このうち私有林は、平成 17 年の 307,110ha から、平成 22 年の 306,270ha、平成 27 年の 304,823ha へ 0.7% の減となっており、全体の減少に比べその減少幅がやや緩やかになっている。森林地域においても、森林法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から森林経営計画の制度がスタートし、森林施業の集約化等に関する施策が展開されることとなった。

その他、三重県の土地利用現況把握調査のデータにより平成 16 年を基準年として平成 27 年の面積を比較すると、水面・河川・水路については 209 km² が 206 km² へと 1.4% の微減、道路は林道が 15 km² で変化がなく、農道が 45 km² から 41 km² へ 8.9% の減、一般道路が 171 km² から 186 km² へ 8.8% の増となっている。住宅地は、206 km² から 233 km² へ 13.1% の増であるが、工場用地は 45 km² が 46 km² へと 2.2% の微増となっており、主に住宅地の拡大に伴い道路面積が拡大したと見られる。また、農地面積の減に伴い農道面積が減少したと考えられる。

ウ 太陽光発電設備の増加

県内では、日照条件に恵まれた地域特性を反映して、太陽光発電施設の設置が進んでいる。平成 21 年 11 月からエネルギー供給構造高度化法第 2 条第 3 項に基づく太陽光発電の余剰電力買取制度が開始され、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「F I T 法」という。) に基づく、再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されると、国土利用計画法第 23 条に基づく太陽光発電を目的とした届出が見られるようになった。

本県における国土利用計画法にかかる届出は、平成 25 年度 39 件、平成 26 年度 92 件、平成 27 年度 98 件、平成 28 年度 118 件と増加し、1 件あたりの平均面積は約 56 千 m² に及ぶ。当届出は、都市計画区域外であれば 1 万 m² 以上、市街化区域以外の都市計画区域で 5 千 m² 以上が届出の対象であるが、スケールメリットを考慮した大規模な太陽光発電施設の設置が多く、国立公園区域内の風光明媚な場所などでも設置が行われている。大規模太陽光発電施設の設置は、これまで培われてきた地域環境や観光資源が一瞬にして失われてしまうこともあり、住民による反対運動が起こっている地域も存在する。このような中、国は F I T 法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準に、関

係法令・条例等の遵守を求め、違反した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度に改めるとともに、自治体との相談、地域住民とのコミュニケーション、地域への配慮を求める「事業計画策定ガイドライン」を制定した。また、県内においては、伊賀市や大台町が太陽光発電施設の設置に関するガイドライン等を策定するほか、志摩市では「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」、鳥羽市では「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電施設設置の抑制を行うこととなった。さらに、県においても、平成29年6月に「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、太陽光発電導入にあたり、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を示すとともに、FIT法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行ううえで、地域との調整を実施し、適正に設置されるよう、その手続きをガイドラインで示すこととなった。

(4) 土地利用における課題

ア 人口減少による県土管理水準の低下

人口減少に伴い、都市部においては市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、利用目的が定かでない更地や遊休化した工場跡地、駐車場等、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。都市郊外に生じた未利用地は、廃棄物の不法投棄の対象になり、草木が生い茂ると不審火や犯罪の温床にもなる。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等により、農地面積が減少するとともに、耕作放棄地の増大が懸念される。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことが重要となる。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなどの厳しい状況があり、一部に必要な施業が行われない森林も見られ、集約化し林業経営の基盤を強化していくことが重要である。

土地の有効利用を推進するためには、土地の境界や所有者を明確にし、土地売買の円滑化を図ることが重要になるが、都市部では関係者数が多いこと、山村部では相続人の現地不居住などの理由により、地籍整備が進みにくい状況がある。地籍調査事業は、国、都道府県、市町村が事業費を負担し、市町村事業として実施されているが、三重県は全国水準に比して非常に進捗率が低い状況にあり、県と市町は協力して、計画的に事業を進めていく必要がある。

イ 自然環境と美しい景観等の保全

人口減少に伴う開発圧力の減少や低・未利用地の発生を機会として、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を行い、持続可能で豊かな暮らしを実現する方策の実行が重要になっている。

一度開発された土地は、その利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系は戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要である。

加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大などが懸念される。また、気候変動により、更なる自然環境の悪化や、生物多様性の損失が懸念されることから、これらに対応した自然環境と調和する持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

三重県には、緑豊かな自然や伝統的な社会・文化施設があり、これらを見聞・体験するために全国、また世界各地から人々が訪れており、地域が賑わい、経済・社会が活性化するように、取組が行われてきた。人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承して地域の魅力を高めることによって、個性ある地域が創生され、さらに多くの人々が当該地域を訪れることが見込まれる。これらの関係を保っていくためにも、自然環境と景観等の保全は重要である。

ウ 災害に強い県土の形成

三重県では、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生（確率）が高まっている。また、全国的に雨の降り方が局地化、集中化、激甚化するなかで、水害、土砂災害が頻発化、激甚化することが懸念されている。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用の転換が急務となる。

安全で安心できる住生活、地域活動の場は、社会の営みの基盤であり、災害が発生した場合においても、人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化してすみやかに復旧・復興できるように、県土の強靭化を進めていく必要がある。

（5）土地利用の基本方向

ア 適切な県土管理の実現

人口密度の減少に伴う社会の非効率化を抑制するために、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を、中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制していく必要がある。集約化する中心部では、空き地や工場跡地等の低・未利用地や、空き家、空き店舗等を有効利用することにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域をネットワークで結ぶことによって、必要な機能を享受できるように取組を進める。特に南北に細長い三重県では、情報システムの高度化により、産業振興や生活環境支援等を行い、地域活性化を進めていくことが有効である。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に發揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い

手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地区画整理事業と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じて、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持または回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、住民の理解を得て事業を進める仕組みづくりの検討が必要である。

森林、原野、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが必要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光、产品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など、都市から地方への人の流れの拡大を図る。

加えて、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した魅力ある地域づくりを推進する。また、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持または回復するための取組を進める。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その

際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。

同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すなど、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ保全機能の向上など、地域レベルから県全域までそれぞれの段階における取組を通じて、利用の面からも安全性を総合的に高め、災害に強い県土を構築する。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるにあたっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。特に、人為的に管理されてきた土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、土地を荒廃させない取組を進めていくことが、一層重要になる。

県土の適切な管理は、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、土地に多面的な機能を発揮させることで利用価値を高め、人口減少下においても適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫を行うとともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地など、自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など、新たな用途を見いだすことでの土地を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような、最適な利用を選択するよう努める必要がある。

オ 多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、土地の管理については、このような地域による取組を基本としつつ、多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土利用に関心を持ち、その管理の一端を担う県民参加による県土管理（県土の県

民的経営）を進めていくことが、一層重要となる。そのためには、地域の土地をどのように利用し、持続的に生活の営みを行っていくのか、そのことを鋭意検討し、行動する人材の育成が重要になる。

2 地域類型別の県土利用の方向

県土の利用にあたっては、複数の用途が複合する利用を地域類型別に検討することが重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、相互の関係性に鑑み、機能分担や交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 都市

人口減少下においても、必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりを目指すことが重要である。

まちの形成にあたっては、地域の状況等を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大している市街地についても、集約するように誘導を行う。特に、低・未利用地や空き家等の有効活用により、土地利用の集約化、効率化を図る。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、不特定多数の者が利用する大規模建築物、第1次緊急輸送道路の沿道建築物及び災害時に防災拠点となる庁舎に重点をおいて耐震化を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。

集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街の賑わいを取り戻し、地域住民にとってメリットを実感できる、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地域が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間における生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりのある都市環境・景観の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など様々な機能を有する。このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、地域社会の経済循環を保持するように努める。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぎ「小さな拠点」の形成を進めることができるとなる。住宅の集約化やネットワークの形成には、長期的な展望が必要であり、効率的な土地利用を進めるためにも、長期的な計画を策定していくことが重要となる。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。

同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成してきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住など、共生・交流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時において農山漁村の未被災地から被災地への食料供給等、支援システムとして貢献することも期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

また、三重県は国立公園が2つ、国定公園が2つ、県立公園が5つあるが、普通地域が多い公園においては、規制の実効性が弱い状況にあることから、自然公園地域としての役割を明確にする方策を進めていく。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(1) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・交流などの促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、育林には長期的な時間を要することから、50年、100年といった長期的展望に立った土地利用を計画していく。現在、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えており、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場

合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備にあたっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。

また、整備にあたっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境・景観の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創出に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備にあたっては、自然環境・景観の保全に十分配慮する。

(6) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。住宅地の整備に際しては、世帯数が今後減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅の有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

(7) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にともなって生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域及びビオトープなどが、希少な植物や水生生物等の生育・生息場所となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地については、経済のソフト化・サービス化の進展等に応じて、必要な用地が確保されるように土地利用を図る。

(9) 公用・公共用施設の用地

公共施設については、建て替えなどの機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への集約化を促進させる。

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

(10) 大規模集客施設用地

大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地を確保する。

(11) 低・未利用地

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生不可能と判断した荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等、新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め、農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場等、大規模レクリエーション施設の跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(12) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着・海底ごみの対策を図り、汚濁負荷の低減に努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

第2章 土地利用の原則

県土の利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ次の原則に従って、適正に行うものとする。

なお、5地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るものとする。

1 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境を確保し、機能的な都市基盤の整備に配慮しつつ、今後の人ロ減少を見据えた効率的な都市運営を行うため、都市機能や居住地の集約化を促進する適正かつ効果的な土地利用を行う。

(1) 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域をいう。以下同じ）

利便性が高く、安全で快適な生活を営めるように、秩序ある計画的な市街地の形成に努め、低・未利用地の活用などを通じて都市機能を集積するとともに、避難地の確保やライフラインの多重化など、災害に強いまちづくりを行う。また、自然環境の保全・景観形成を行い、美しくゆとりのあるまちなみ景観を形成する。

(2) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）

市街化を抑制すべき区域であり、原則として都市的な利用を避けるものとする。また、良好な都市環境を保つため緑地等の保全を図るとともに、土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等については、計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るなど、地域全体で調和の取れた土地利用を行う。

(3) その他の都市地域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

2 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、農用地や食料供給源として、県民のもっとも基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を通じて、県土保全、自然環境保全、景観形成及び防災上重要な役割を果たしていることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、適正な管理を行う。

また、荒廃農地の発生防止やその解消のため、荒廃農地を再生利用する取組みを進め、農業生産基盤整備事業による圃場の大区画化などにより、優良農地を確保するとともに、農地

中間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(1) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)

直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(2) 農用地区域を除く農業地域の農地等

農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は、極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努力るものとし、農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

3 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地であり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。森林地域の土地利用については、森林の持つ木材生産等の経済的機能、県土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な豊かで潤いのある森林の保全と整備を図る。また、荒廃が進みつつある森林はその復元を図るものとする。

(1) 保安林（森林法第25条第1項または第25条の2第1項及び第2項の保安林をいう。以下同じ。）

その指定の趣旨に即して、他用途への転用は原則行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林地域

経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合は、森林の保護培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

4 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び教化に資するものであることから、その役割を明確にしたうえで、

優れた自然景観の保全とその適正な利用を図るものとする。

(1) 特別保護地区（自然公園法第21条第1項により指定された特別保護地区をいう。）
その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。

(2) 特別地域（自然公園法第20条第1項または第73条第1項に基づき三重県立自然公園条例第16条により指定された特別地域をいう。以下同じ。）
その風致または景観の維持を図るものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は、極力避けるものとする。

(3) その他の自然公園地域

都市的利用または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

5 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(1) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び第46条第1項に基づき三重県自然環境保全条例第11条により指定された特別地区をいう。）
指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(2) その他の自然保全地域

自然環境を保全するため、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先する。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

	五 地 域 区 分	都 市 地 域		農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域	
五 地 域 区 分		及 市 び 街 用 途 化 区 域 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 别 地 域	普 通 地 域	特 别 地 区	普 通 地 区
都 市 地 域	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域										
	そ の 他	×									
農 業 地 域	農 用 地 区 域	×	←								
	そ の 他	×	①	×							
森 林 地 域	保 安 林	×	←	×	←						
	そ の 他	②	③	④	⑤	○					
自 然 公 園 地 域	特 别 地 域	×	←	←	←	○	○				
	普 通 地 域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自 然 保 全 地 域	特 别 地 区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普 通 地 区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

(凡例)

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
 - ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先します。
 - 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
 - ② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。
 - ③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
 - ④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。
 - ⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。
 - ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的な利用を認めます。

紀南中核的交流施設
「里創人 熊野俱樂部」

評価書（最終案）

平成 30 年 6 月

目 次

はじめに

I 紀南中核的交流施設「里創人 熊野俱楽部」の概況

1 施設の概要

(1) 所在地	2
(2) 運営事業者	2
(3) 施設規模等	2

2 運営体制

(1) 運営事業者	3
(2) 地方自治体からの財政的支援	3
(3) 紀南中核的交流施設事業推進会議	3

II 設置目的 ～紀南中核的交流施設がめざすもの～

1 紀南中核的交流施設の位置づけ	4
2 スローライフとエコロジーを軸とした事業展開	4
3 紀南中核的交流施設のコア機能	4

III 評価の考え方

1 本評価書（検証）の目的	5
2 評価の視点	5
3 評価項目	5

IV 評価と課題

1 集客交流

(1) 評価	6
① 宿泊利用	6
② 日帰り利用	8
③ 地域全体の集客状況	9
(2) 課題	11

2 地域との連携

(1) 評価	11
① 地域資源を活用した体験プログラムの実施	11
② 地域との結びつき	12

ア 運営事業者の役割	12
イ 地域（地方自治体、事業者、住民、関係団体等）の役割	13
ウ 地域貢献	13
(2) 課題	13
3 熊野らしさの創出	
(1) 評価	14
(2) 課題	14
4 経済的メリットの創出	
(1) 評価	14
① 地域産品の消費・販売	14
ア 食材等における地域産品の消費状況	14
イ 土産物等における地域産品の販売状況	15
ウ 地域との連携による経済的メリットの創出	15
② 経済波及効果	17
ア 経済波及効果	17
イ 雇用効果	17
(2) 課題	18
5 経営状況	
(1) 評価	18
① 収支の状況	18
② 収益の状況	18
③ 費用の状況	19
④ 今後の収支見込	19
(2) 課題	20
V 有識者・関係者等の意見等	
1 有識者・関係者等の意見	
(1) 集客交流	21
① 有識者の意見	21
② 地元関係者の意見	22
(2) 地域連携	22
① 有識者の意見	22
② 地元関係者の意見	23
(3) 熊野らしさの創出	23

① 有識者の意見	23
② 地元関係者の意見	24
(4) 経済的メリットの創出	24
① 有識者の意見	24
② 地元関係者の意見	24
(5) 経営状況	25
有識者の意見	25
2 利用者アンケートでの評価	25
3 予約サイトでの評価	25

VI 総括評価

1 成果	28
2 課題	28
3 結論	29

VII 将来予想される環境の変化と今後求められる方向性

1 環境の変化	30
(1) 交通アクセスの改善	30
(2) ビッグイベントの開催等	30
(3) インバウンドの増加	30
(4) 多様化する観光客のニーズ	31
(5) 人口減少と高齢化	31
(6) 若者の定住・定着と事業者等の役割	31
2 今後求められる方向性	32
(1) 多様化するニーズへの対応	32
(2) 地域との連携強化	32
(3) 東紀州全域への連携拡大	33
(4) 県内外の他地域との連携強化	33
(5) 地域への愛着の醸成	34

はじめに

紀南地域は、海、山などの美しい自然、世界遺産である熊野古道に代表される歴史的、文化的資源など豊かな地域資源に恵まれているが、人口減少や高齢化の進行等により、地域の活力が低下してきた。

このような中、地域住民の方々が行政と協働して検討し、とりまとめた提言「紀南地域の振興策」（平成 15 年 2 月）に基づき、地域の活性化に向けての集客交流の拠点として、紀南中核的交流施設を整備することとなった。

平成 17 年 10 月、「紀南中核的交流施設基本構想検討委員会」（委員長 石田正昭三重大学教授）の提言を受け、「紀南中核的交流施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。この基本構想に基づき、紀南中核的交流施設として「里創人熊野倶楽部」（以下、「熊野倶楽部」という。）が整備され、平成 21 年 7 月にオープンした。

本評価書は、「熊野倶楽部」が平成 30 年度で当初の施設運営の条件である 10 年を迎えることから、これまでの事業運営について基本構想に基づき評価し、今後の運営の方向性を明確にするものである。

Ⅰ 紀南中核的交流施設「里創人 熊野俱楽部」の概況

1 施設の概要

(1) 所在地

熊野市久生屋町 1430 番地

(2) 運営事業者

大阪府大阪市中央区北浜 2 丁目 6 番 26 号

株式会社エムアンドエムサービス 代表取締役社長 小池 悟

(3) 施設規模等

① 敷地面積 87,727.53 m²

② 施設延床面積 5,480 m²

③ 機能と施設

紀南中核的交流施設の機能は、「体験交流機能」、「地域産品加工・販売機能」、

「飲食機能」、「宿泊機能」の4機能で、機能ごとの主な施設は次のとおりである。

(施設配置図のとおり)

[体験交流機能]

- ・ 匠工房 ・・・・・・ 地域の素材(那智黒石、尾鷲ヒノキ等)を活用したもの
づくり体験施設
- ・ 味香場 ・・・・・・ 地域の食材を活用した料理等体験施設
- ・ 熊野四方八方帳場 ・・ 総合案内所
- ・ 湯浴みぼっこ ・・・ 温浴施設(新湯ノ口温泉の湯を使用)

[地域産品加工・販売機能]

- ・ 紀南幸商店 ・・・ 土産物等地域産品の販売施設

[飲食機能]

- ・ 料亭 穀雨 ・・・・・・ 夕食向け飲食施設
- ・ 旬菜食房 馳走庵 ・・・ 昼食向け飲食施設(バイキング)

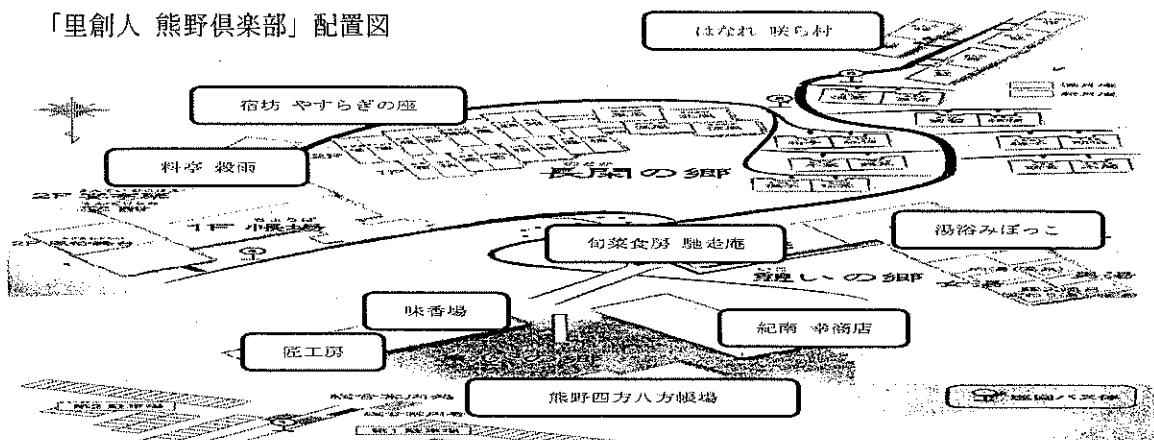
(平成 28 年度から土、日、祝日営業)

[宿泊機能]

- ・ 宿坊 やすらぎの座(客室棟) ・・・ 20 室
- ・ はなれ 咲ら村(はなれ棟) ・・・ 20 室

※施設収容最大人員 176 名

「里創人 熊野俱楽部」配置図



2 運営体制

(1) 運営事業者

株式会社エムアンドエムサービス

(2) 地方自治体からの財政的支援

基本構想において、紀南地域は、大都市圏から遠く交通も不便であるなど、集客等の面で地理的に不利な条件にあることが考慮され、施設整備や事業運営は事業者が行うものの、行政の支援が定められた。支援の概要は次のとおりである。

- ① 施設整備などの初期投資経費に対する補助 県市町計 約 34.8 億円 [表 1]
- ② 事業用地の無償貸付

※支援の条件：施設の整備及び管理運営についての民間のノウハウを活用し事業者の独立採算により少なくとも 10 年間事業運営を行う。

※県、熊野市、御浜町、紀宝町において初期投資に係る経費に対する支援

補助金の負担割合 県：10 分の 9、地元 3 市町：10 分の 1

(3) 紀南中核的交流施設事業推進会議

運営事業者、県、市町で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」を毎年 2 回程度開催し、運営実績について報告を受けるとともに取組について情報共有や意見交換を行う。

[表 1] 紀南中核的交流施設整備事業支援補助金額

年度	事業費	県	熊野市	御浜町	紀宝町	単位：円
19	93,767,000	84,390,300	7,501,360	1,218,971	656,369	
20	120,020,000	108,018,000	9,601,600	1,560,260	840,140	
21	413,444,488	372,100,040	33,075,559	5,374,778	2,894,111	
22	316,936,524	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,556	
23	316,936,524	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,556	
24	316,936,524	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,556	
25	316,936,524	285,242,872	25,354,922	4,120,174	2,218,556	
26	316,936,524	285,242,872	25,354,922	4,120,174	2,218,556	
27	316,936,524	285,242,872	25,354,921	4,120,175	2,218,556	
28	316,936,523	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,555	
29	316,936,523	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,555	
30	316,936,523	285,242,871	25,354,922	4,120,175	2,218,555	
合計	3,479,660,201	3,131,694,182	278,372,816	45,235,582	24,357,621	
割合	100.0%	90.0%	8.0%	1.3%	0.7%	

II 設置目的～紀南中核的交流施設がめざすもの～

1 紀南中核的交流施設の位置づけ

- ① 紀南地域全体の集客交流の拠点
- ② 体験などを通じて地元の人々と交流する、滞在型集客交流のための地域の中核施設
- ③ 熊野古道などさまざまな地域資源との連携による地域全体の魅力アップ
- ④ 紀南全域にわたる経済的メリットを生み出し地域全体を活性化する拠点
- ⑤ 事業者の独立採算制の施設運営

2 スローライフとエコロジーを軸とした事業展開

- ① 「熊野らしさ」（熊野の風土、四季の美しさ、雄大な海や山、人の心のやさしさ等）を実感できる場
- ② クリーンエネルギー、資源循環など環境に負担をかけない場
- ③ 歴史・文化、自然など地域資源の活用を基本とする集客交流
- ④ 新鮮な農林水産物の供給、地域の人が働く場など紀南地域活性化の拠点
- ⑤ 人々が集い、憩えるなど地域外と地域内の人々の交流の場づくり
- ⑥ 周辺地域と景観が調和し、熊野らしさを感じられる空間と景観の創造

3 紀南中核的交流施設のコア機能

- ① 体験を通じた来訪者と地域の人々の交流を進める「体験交流機能」
- ② 地域経済への波及効果を高める「地域產品加工・販売機能」
- ③ 地域の食材や食を味わい、食文化を体験できる「飲食機能」
- ④ 熊野らしさを実感でき、人にやさしくやすらぐ「宿泊機能」

III 評価の考え方

1 本評価書（検証）の目的

本評価書は、紀南中核的交流施設が、平成30年度で当初の施設運営の条件である10年を迎えることから、これまでの事業運営を基本構想に基づき検証し、今後の運営の方向性を明確にするものである。

2 評価の視点

評価項目は、「基本構想」の第1章「基本的な考え方」の中で、当該施設の性格として以下のような、めざす姿が描かれており、こうした視点で評価を行う。

- ① 施設を核として紀南地域全体の集客力を高める。
- ② 觸れて、体験し、学習し、地元の人々との交流を進めるなどの滞在型の集客交流の場として地域の中核となる。
- ③ 熊野古道などさまざまな地域資源と連携することにより、地域全体の魅力をアップする。
- ④ 紀南全域に経済的なメリットを生み出し、地域全体を活性化する。
- ⑤ 事業運営は民間事業者の責任と判断のもと、独立採算制の施設とする。

また、「基本構想」では、当該施設の事業展開のあり方や施設の持つイメージとして、熊野らしさ（熊野古道をはじめとした自然、歴史、郷土文化、食文化など）の魅力の発揮、地域資源の活用、地域内外の人々の交流などをめざしており、上記項目の達成状況についても、こうした視点からの取組が十分なされているかも、6番目の評価項目に加える。

- ⑥ 「熊野らしさ」を実感できる事業展開を図る。

これらのめざす姿を実現するうえで、必要不可欠な機能として、①体験交流機能、②地域産品加工・販売機能、③飲食機能、④宿泊機能の4つが位置づけられており、これらがどの程度機能発揮されたかを見る過程で、上記の6項目がどの程度達成されたかを評価する。

3 評価項目

集客力や地域との連携、経済波及効果など「事業の成果」と、施設の健全かつ安定的な経営に対する「経営状況」の2つの側面から評価する。

○事業の成果

- ・ 集客交流（評価の視点①、②）
- ・ 地域との連携（評価の視点③）
- ・ 熊野らしさの創出（評価の視点⑥）
- ・ 経済的メリットの創出（評価の視点④）

○経営状況（評価の視点⑤）

IV 評価と課題

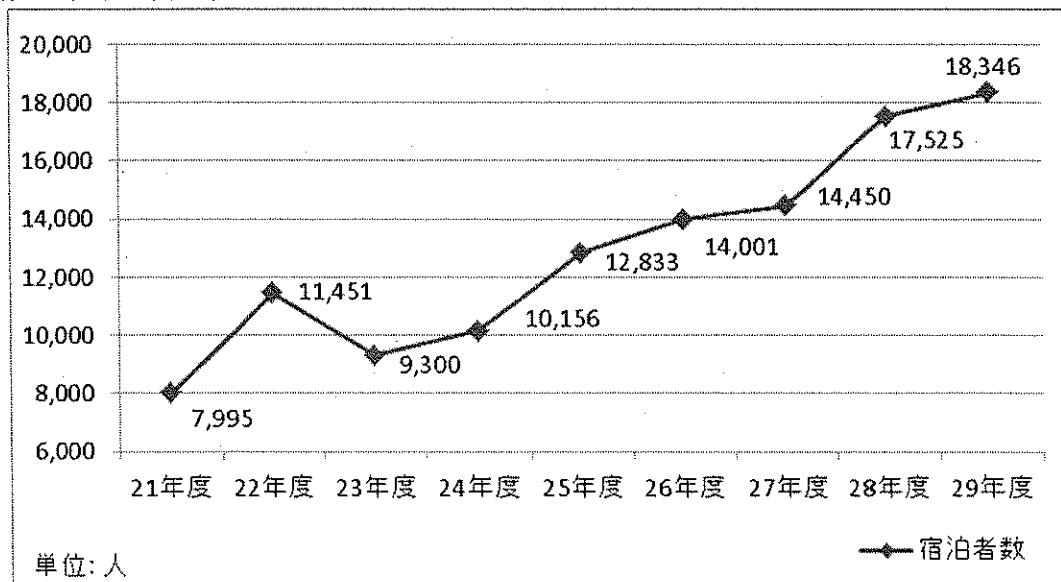
1 集客交流

(1) 評価

① 宿泊利用

熊野俱楽部の宿泊者数の推移は、〔図1〕のとおりである。開業3年目にあたる平成23年度は9月に紀伊半島大水害が発生したこともあり一旦減少したものの、集客に努力し、高速道路の整備によるアクセスの改善、式年遷宮や伊勢志摩サミットの開催等の効果もあって徐々に回復し、平成29年度には過去最高の18,346人となった。

〔図1〕熊野俱楽部宿泊者数



客室稼働率についても、オープン初年度の34.8%から平成28年度には51.2%と初めて50%を超え、平成29年度には53.9%と年々向上している。〔表2〕

しかし、年間を通してみると8月の82.9%をピークに夏場が高い率を示しているのに対し、冬場は1月が39.3%と季節ごとの変動が大きく、努力はしているが季節による偏りが著しい。〔表3〕

〔表2〕熊野俱楽部客室稼働率（平成21年度～平成29年度）

年度	21年度 (7月～3月)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
客室稼働率(年度平均)	34.8%	35.5%	28.0%	31.0%	38.4%	41.2%	41.0%	51.2%	53.9%

〔表3〕熊野俱楽部客室稼働率（平成29年度）

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
客室稼働率(月平均)	51.1%	55.1%	48.9%	58.9%	82.9%	57.9%	51.6%	57.8%	43.7%	39.3%	42.2%	57.2%

熊野倶楽部の宿泊数については、平成29年度の4月から3月までの期間で見ると〔表4〕のとおり、大半が1泊で2泊以上の件数は10.0%、平均宿泊数は1.1泊となっている。

また、東紀州地域における平均宿泊数は平成29年度が1.1泊、平成28年度が1.4泊〔表5〕となっている。

東紀州地域には自然や歴史・文化等さまざまな観光資源が数多く点在するが、地域にはこうした資源を滞在しながら周遊するプランや仕組みがなく、地域内の宿泊はほとんどが1泊に止まっている。熊野倶楽部においても同様の傾向がみられる。

〔表4〕熊野倶楽部宿泊数

平成29年度	1泊		2泊		3泊		4泊		5泊以上	
4月	418件	87.8%	48件	10.1%	7件	1.5%	3件	0.6%	0件	0.0%
5月	494件	88.5%	60件	10.8%	4件	0.7%	0件	0.0%	0件	0.0%
6月	416件	94.1%	26件	5.9%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
7月	554件	89.8%	55件	8.9%	8件	1.3%	0件	0.0%	0件	0.0%
8月	711件	85.5%	114件	13.7%	7件	0.8%	0件	0.0%	0件	0.0%
9月	534件	90.8%	47件	8.0%	6件	1.0%	0件	0.0%	1件	0.2%
10月	416件	90.2%	37件	8.0%	5件	1.1%	2件	0.4%	1件	0.2%
11月	511件	88.9%	59件	10.3%	5件	0.9%	0件	0.0%	0件	0.0%
12月	686件	89.6%	68件	8.9%	11件	1.4%	1件	0.1%	0件	0.0%
1月	593件	87.5%	78件	11.5%	6件	0.9%	1件	0.1%	0件	0.0%
2月	489件	95.3%	21件	4.1%	3件	0.6%	0件	0.0%	0件	0.0%
3月	805件	92.3%	54件	6.2%	12件	1.4%	1件	0.1%	0件	0.0%
計	6627件	90.0%	667件	8.9%	74件	1.0%	8件	0.1%	2件	0.0%
延泊数	6627泊		1334泊		222泊		32泊		10泊	

平均宿泊数 1.1泊
延泊数 8225泊
件数計 7378件

〔表5〕三重県観光入込客平均宿泊数

(単位:泊)

	全体	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
平成29年度	1.2	1.1	1.2	1.3	1.1	1.1
平成28年度	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.4

出展:平成29年度三重県観光客実態調査

※「三重県観光客実態調査」は、三重県が観光客の入込客数や実態を把握するため毎年行っているもので、観光客の居住地や宿泊数、来訪回数、利用した交通機関等について県内を5つの地域に分けて調査・分析している。

② 日帰り利用

穀雨(夕食)、駆走庵(昼食)、湯浴みぼっこ(温浴)を合わせた日帰り利用者数については〔図2〕のとおり開業2年目の平成22年度は59,005人であったが、平成23年度は紀伊半島大水害の影響で45,904人と前年度比で約22%減少している。いずれの施設も、その後大きな回復はなく横ばい状況で推移してきたが、平成28年度には39,998人と4万人を下回る結果となり、平成29年度も37,584人(前年度比約6%減)と減少傾向にある。

〔料亭 穀雨〕

穀雨の日帰り利用者数については、平成25年度の2,081人をピークに年々減少してきている。穀雨は宿泊者と一般の日帰り利用者に夕食を提供する施設であり宿泊者が優先される。特に、平成28年度の日帰り利用者数は、宿泊者数が大幅に伸びたことにより前年度比約42%減の684人となり、平成29年度も同様に644人と減少している。

〔旬菜食房 駆走庵〕

駆走庵については平日の利用が少なく、オープン翌年の平成22年12月から営業日を金曜日、土曜日、日曜日、祝日に変更している。平成23年度以降利用者は11,000人前後で横ばいとなっていたが、平成28年度には営業日をさらに限定し、土曜日、日曜日、祝日とした。このため、平成28年度及び平成29年度の利用者は1万人を下回る結果となっている。

熊野倶楽部によると、駆走庵の利用は当初はバスツアーによる団体の利用が多かったが、昨今は個人の立寄り客や地元の利用が多くを占めるようになってきているとのことである。

こうした状況の変化に対し、現在のサービスが利用者のニーズに合致しているのか、メニューや料金の設定等について見直しの時期にきている。

〔湯浴みぼっこ〕

湯浴みぼっこについては、新湯ノ口温泉から運び湯をしている。利用者数については、平成22年度以降35,000人前後で推移してきたが、平成28年度には地域内において、温浴施設のリニューアルオープンが相次いだことから、2年間連続で利用者が減少し、平成29年度は29,787人と3万人を下回る結果となった。

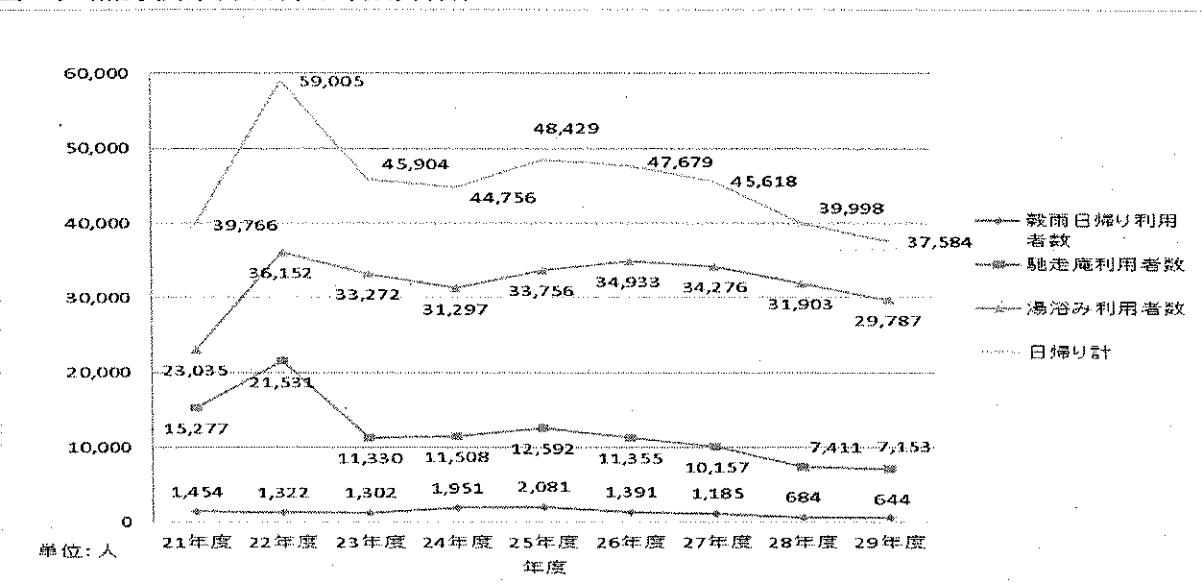
温浴施設は癒しの空間であり、熊野らしさを演出できる場であることから、温浴と合わせてリラクゼーション等を充実させるなど、熊野倶楽部ならではのサービスを検討する必要がある。

[全体]

オープン後 10 年近くが経過する中で、旅行形態をはじめ働き方や消費傾向等ライフスタイルが大きく変化してきている。地域においても、アクセスの改善や宿泊施設、観光施設の整備等、当初とは状況が大きく異なっている。

3 施設ともこうした状況の変化に対応しきれておらず、平成 28 年度にはそれまでの横ばい状況から減少に転じている。他の施設との差別化や状況の変化への的確な対応等、日帰り利用者向けのサービスについては見直すべき点が多い。

[図 2] 熊野俱楽部日帰り利用者数

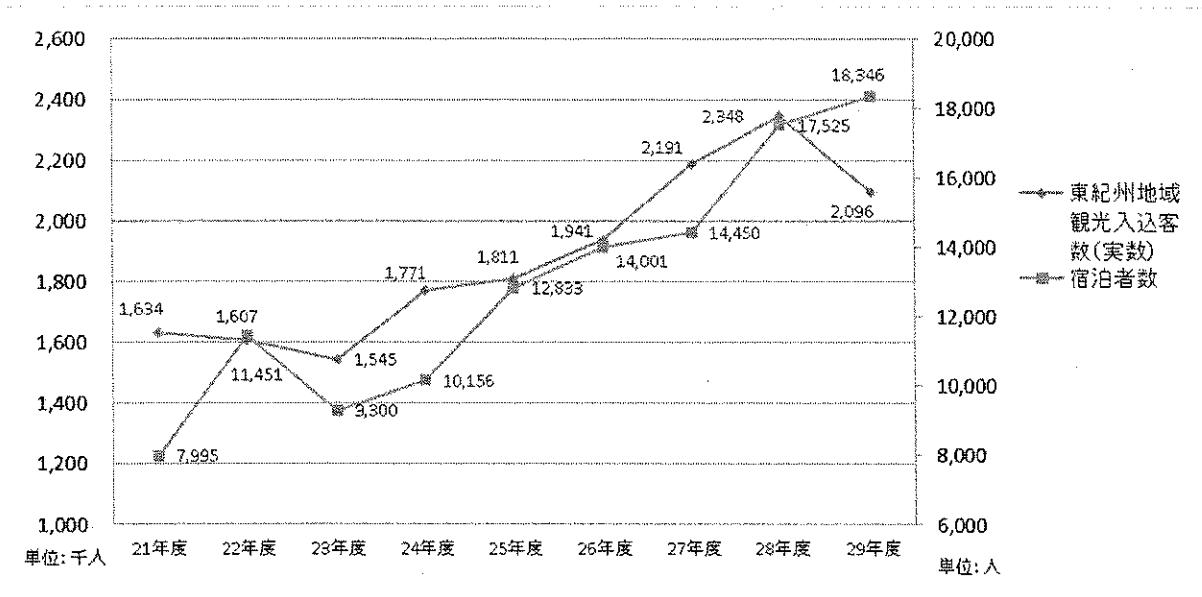


③ 地域全体の集客状況

[東紀州地域]

東紀州地域への観光入込客数（実数）は〔図 3〕のとおり、紀伊半島大水害の影響もあり一時的に減少したものの、平成 28 年度は 2,348 千人と過去最高となった。平成 29 年度は 2,096 千人と減少したものの、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の整備が進んだ平成 25 年度以降は伸びが大きく、道路の整備により所要時間が短縮し、利便性が向上したことが集客につながった。熊野俱楽部の宿泊者数の推移と比較すると、概ね同じ傾向で推移している。

[図3] 東紀州地域観光入込客数（実数）

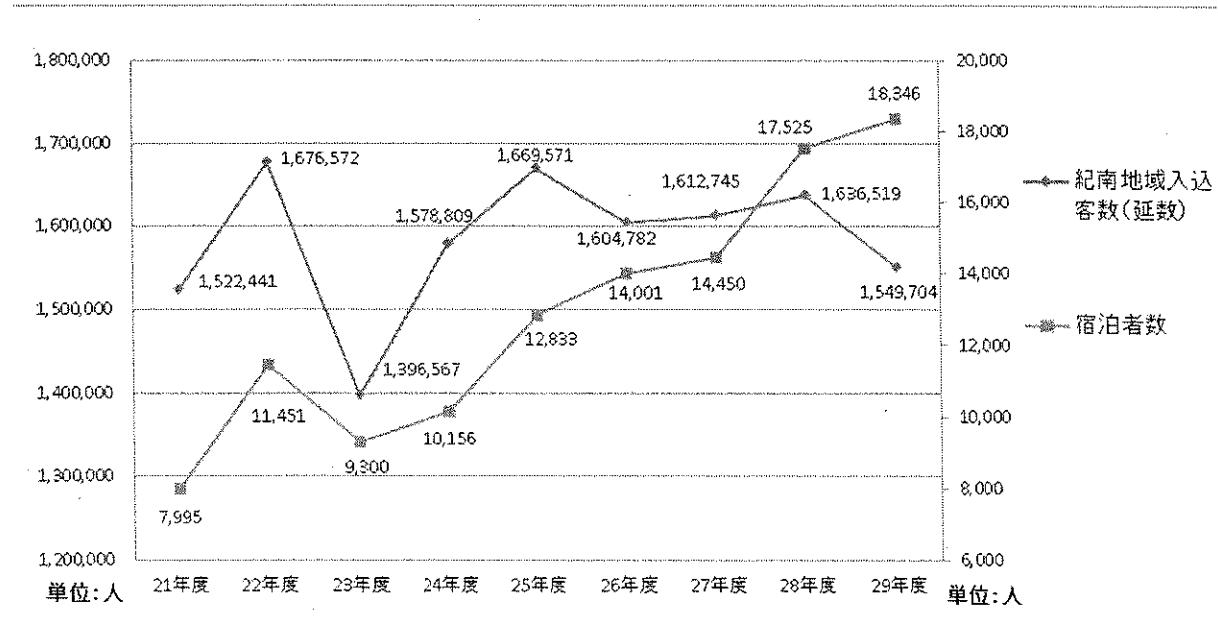


〔紀南地域〕

熊野倶楽部の宿泊者数と紀南地域の観光入込客数は〔図4〕のとおり平成25年度までは同じ傾向を示している。しかし、平成26年度以降は観光入込客数が横ばい状態となっているのに対し、宿泊者数は引き続き増加している。

観光入込客数が伸びない状況の中、熊野倶楽部においては独自にさまざまな企画プランを造成し、積極的な売込を行っている。こうした取組により宿泊者数の継続的な増加につなげていることは評価できる。

[図4] 紀南地域観光入込客数（延数）



(2) 課題

- ・宿泊者数については、冬の熊野の楽しみ方を発掘し、魅力的なプランに仕立てるなど、冬場の低い客室稼働率の向上に取り組む必要がある。また、複数の体験プログラム等と宿泊を組み合わせるなど宿泊日数の増加に向けた工夫が必要である。
- ・日帰り利用については、オープン後10年近くが経過する中で、旅行形態をはじめ働き方や消費傾向等ライフスタイルが大きく変化してきている。こうした状況を把握し、利用者のニーズに沿ったサービスを提供する必要がある。また、地元利用も見据え、地元紙等を活用するなど効果的なPRに取り組む必要がある。
- ・地域全体の集客力を高めるため、紀南地域に限らず東紀州地域内の各施設等と連携し、広域的なプランを提供していく必要がある。

2 地域との連携

(1) 評価

① 地域資源を活用した体験プログラムの実施

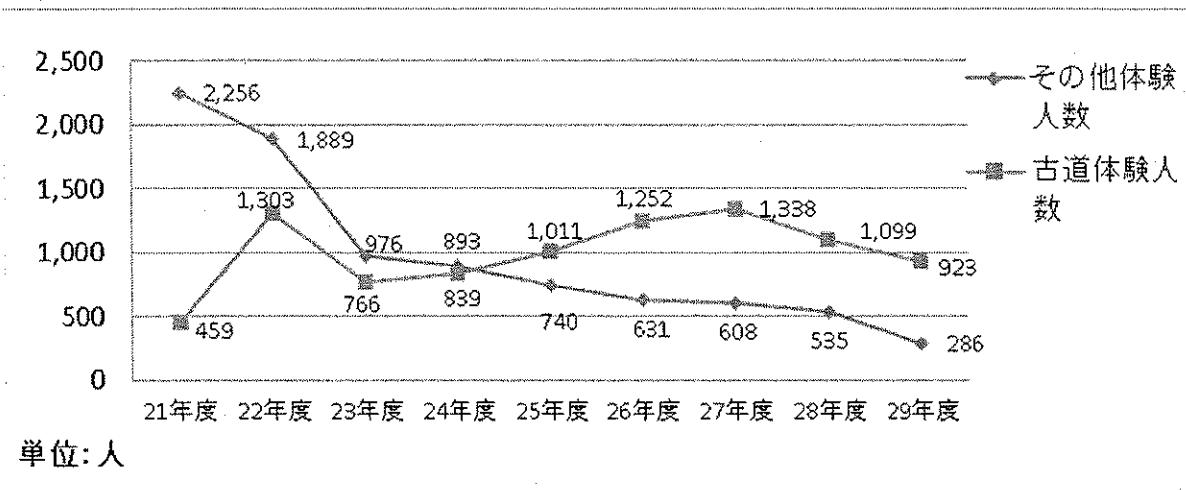
紀南中核的交流施設は、来訪者が見るだけでなく、触れて、体験し、学習し、地域の人々との交流を進める施設であり、オープン当初から地域資源を活用した多くの体験プログラムが用意された。

しかし、平成23年に発生した紀伊半島大水害により、紀南地域は観光面でも大きな打撃を受けた。熊野古道体験については語り部友の会との連携のもとプログラムが継続され利用者数が回復したが、ものづくり等のプログラムについては、災害復興等の関係でそのまま取り止めとなつたものも多く、講師の高齢化とともに減少している。

一方、ものづくり等特定の体験交流の場として整備された施設が利用者の減少により遊休化しており、熊野俱楽部では平成29年度からこうした体験施設を地域に無料で開放している。

開放された施設では地元商工会議所による婚活イベント等地域の切実な課題に対する取組や地域の文化団体も参加した感謝祭などが開催されており、利用者が増加し始めている。

〔図5〕体験プログラム利用者数



② 地域との結びつき

ア 運営事業者の役割

熊野倶楽部では、地元の商工会議所や観光協会等との連携を進めるとともに、地域が一体となって取り組んでいる「熊野市集客倍増・おもてなしアップ推進会議」にも参加するなど、地域づくりの面で地域との連携に努めてきた。

しかし、紀南地域全体の活性化につなげるため、平成20年に地域の事業者や団体等と立ち上げた「熊野倶楽部の会」は4年ほどで活動を停止しており、これをきっかけに地域との関係が希薄化している。オープン当初に比べ、情報共有や意見交換を行うための働きかけが熊野倶楽部からも地域からも少なくなったという話は、地元関係者からも聞かれるところである。

まちづくりという点では、平成28年に紀南地域のまちおこし団体で構成する「美しくまの活性化協議会」に参加し、地域との関係づくりに取り組むとともに、平成29年11月には、防犯パトロールボランティアの「子ども見守り隊」が熊野市立金山小学校と連携して行うチューリップの植栽活動において敷地内の花壇を提供するなど地元の取組に協力している。

【地域連携の主な取組(平成29年度)】

- ・ 熊野里人手作り市
- ・ 丸山千枚田の田植え体験、虫送り、稲刈り体験
- ・ 親子木工教室
- ・ 木本高校吹奏楽部演奏会
- ・ 新春感謝祭（紀宝町等との連携イベント）
- ・ ライダーズフェスティバル
- ・ ツール・ド・熊野

イ 地域（地方自治体、事業者、住民、関係団体等）の役割

地域には、「自分たちの地域をどのような地域にしたいのか、紀南中核的交流施設とどのように連携していくか」を創意工夫し、知恵を出して努力するという姿勢が求められている。

地域においては、熊野俱楽部と連携した体験プログラムの構築や熊野俱楽部の土産物店等を活用した地域産品の販売やプラッシュアップが十分に行われておらず、地域のブランドとして熊野俱楽部を活かしきれていないのが実情である。

ウ 地域貢献

平成23年に発生した紀伊半島大水害の際には、熊野市等において断水箇所が多数発生する中、生活に支障を生じている被災地住民等に対して温浴施設を無料（被災直後）もしくは割引料金で提供し支援を行った。

また、電気、通信等インフラをはじめとした災害復旧従事者に低価格で客室を提供するなど、災害復旧にも貢献した。

（2）課題

- ・ 体験プログラムについては、利用者のニーズを把握し地域ならではの魅力的なものを提供していく必要がある。
- ・ 遊休施設については、地元商工会議所等地域との連携を深める中で、施設と地域双方にメリットのある活用方法を検討する必要がある。
- ・ 地域の一員として地域とのつながりを大切にするとともに、地域の事業者、団体等との情報共有や意見交換が行えるような機会の確保やネットワークづくり等について検討し、地域の声をさまざまな取組に反映できるような仕組みを構築していく必要がある。
- ・ イベントの開催など地域との結びつきを強める取組が、食事や温浴施設など地域の利用を促し、売上の拡大につながるようにしていく必要がある。
- ・ 地域においても、体験プログラムの提案や地域産品の積極的な提供等さまざまな部分で連携を深め、熊野俱楽部を地域のブランドとして活用し地域づくりや経済的メリットの創出につなげていく必要がある。

3 熊野らしさの創出

(1) 評価

熊野俱楽部では宿泊者が滞在する中で、熊野らしさを実感できるようにするために、さまざまな配慮がなされている。熊野の美しい自然を感じられるように設計された客室は、熊野杉の温かみにこだわったしつらえとなっており、温浴施設には新湯ノ口温泉の湯が使われている。

料理においても、穀雨で提供される「熊野絵巻」、「迦陵」、「月彩」といった夕食コースでは美熊野牛、岩清水豚、熊野地鶏など地域の食材が使われており、趣向を凝らした料理の演出等も含め利用者からは高い評価を得ている。

こうした取組により、宿泊者を対象としたアンケートでは、「夕食における季節感・郷土食の演出」に対する評価が、オープン以来概ね5点満点中 4.4 から 4.5 と高いポイントで推移している。

施設そのものについても、眺望を楽しめる露天風呂を備えた客室をはじめ景観や自然通風、自然採光を重視した開放感のある構造など熊野の自然を肌で感じられるようなつくりとなっている。

(2) 課題

- 接客や体験プログラム、施設内で行われるイベント等においても、熊野らしさをより一層感じてもらえるような工夫が望まれる。

例：来館時の地元産のお茶を説明しながらの提供
熊野らしいゆったりとした接遇

4 経済的メリットの創出

(1) 評価

① 地域産品の消費・販売

ア 食材等における地域産品の消費状況

飲食機能については、基本構想において「地元の食材にこだわり、食を味わい、地域の食文化を体験できる機能」として重要視している。こうした考え方のもと、施設内で提供する食材は地域産品を活用することを基本に、地域内での調達を積極的に推進している。

食材における東紀州地域内の事業者からの調達割合は、平成28年度は、「穀雨」が75.6%、「駒走庵」が73.3%となっており、平成29年度は、「穀雨」が56.1%、「駒走庵」が75.1%となっている。「穀雨」においては、台風や長雨等の天候不良や専業農家の高齢化により地域内での野菜等の確保が困難となつたことから前年度を大きく下回る結果となっている。しかしながら、直近3年

間の調達割合は平均して71.4%となっており、美熊野牛、岩清水豚、熊野地鶏、鮮魚、野菜、柑橘、牛乳等地域の产品が積極的に使われている。〔表6〕

こうした地域の产品は、美熊野牛のステーキや岩清水豚の鍋料理、熊野地鶏の赤ワイン煮等のメニューで提供され、利用者から好評を博している。

イ 土産物等における地域产品の販売状況

熊野俱楽部の販売施設「幸商店」における東紀州地域内の事業者からの調達割合は平成29年度で78.7%となっており、地域产品の品揃えとしては今少し足りない状況となっている。〔表6〕

土産物等については、熊野俱楽部オリジナルのジャムやドレッシング等、こだわりの品も置いているが、どこの土産物店でも売られているような商品が多く、個性的な商品やここでしか買えないという商品が少ない。また、商品に内容的、価格的な広がりがなく、パッケージや持ち帰り用の袋等も一般的で熊野俱楽部のブランドを活かしきれていない。

「幸商店」の営業時間は8時から17時までとなっており、加えて平日は12時から14時30分までの間も休憩することから、宿泊者にとっても、日帰り利用者にとっても利用しにくい状況となっている。

ウ 地域との連携による経済的メリットの創出

熊野俱楽部では平成23年12月から地元商工会議所等と連携して電動アシスト付自転車(ちやりお)によるレンタサイクルを実施している。

この取組は、熊野俱楽部を訪れる多くの観光客が電動アシスト付自転車を使って熊野市内を散策することで、地域における消費の拡大につなげようとするものである。利用者は飲食店等協力店舗から割引等のサービスを受けることができ、人気の取組となっている。

また、平成29年4月からは宿泊者に対して木製の観光手形を発行している。

この手形も地域の飲食店や観光施設等協力店舗等に提示すると割引等のサービスが得られるもので、平成30年3月末で20の店舗等が参加している。

レンタサイクルのプランも観光手形の発行も、熊野俱楽部の利用促進だけでなく、宿泊者の地域における消費を促す仕組みとして、熊野俱楽部、地域双方にメリットがあり、今後協力店等が増えることでさらなる経済波及効果が期待できる。

[表6] 熊野倶楽部における県内・東紀州事業者使用割合

平成27年度

(単位:円)

	区分	全体	県内	東紀州	県内割合	東紀州割合
1	穀雨飲料	5,506,998	2,510,049	2,436,642	45.6%	44.2%
2	客室	12,692,223	9,421,453	2,134,966	74.2%	16.8%
3	穀雨食材	43,093,737	35,998,470	35,998,470	83.5%	83.5%
4	馳走庵食材	5,408,782	3,937,749	3,890,305	72.8%	71.9%
5	フロント	1,747,964	1,272,058	1,272,058	72.8%	72.8%
6	湯浴みぼっこ	6,449,131	6,306,571	2,522,360	97.8%	39.1%
7	幸商店	12,645,970	10,408,243	9,760,273	82.3%	77.2%
8	体験	2,782,141	2,764,141	2,764,141	99.4%	99.4%
9	修繕 保守管理	9,017,884	4,605,060	1,591,860	51.1%	17.7%
10	総務他	21,155,250	20,738,531	20,738,531	98.0%	98.0%
11	ネット手数料	14,213,944	0	0	0.0%	0.0%
計		134,714,024	97,962,325	83,109,606	72.7%	61.7%
食材計		48,502,519	39,936,219	39,888,775	82.3%	82.2%

平成28年度

(単位:円)

	区分	全体	県内	東紀州	県内割合	東紀州割合
1	穀雨飲料	5,451,029	2,248,412	2,232,266	41.2%	41.0%
2	客室	12,230,474	9,580,200	1,454,306	78.3%	11.9%
3	穀雨食材	39,592,008	31,602,877	29,913,038	79.8%	75.6%
4	馳走庵食材	4,025,733	3,028,941	2,952,531	75.2%	73.3%
5	フロント	3,984,806	3,398,401	3,398,401	85.3%	85.3%
6	湯浴みぼっこ	6,853,408	6,635,782	2,872,888	96.8%	41.9%
7	幸商店	13,082,545	11,423,045	10,483,347	87.3%	80.1%
8	体験	2,440,413	2,434,413	2,434,413	99.8%	99.8%
9	修繕 保守管理	11,153,752	6,250,768	3,045,328	56.0%	27.3%
10	総務他	19,718,826	19,260,828	19,055,628	97.7%	96.6%
11	ネット手数料	17,786,265	0	0	0.0%	0.0%
計		136,319,259	95,863,667	77,842,146	70.3%	57.1%
食材計		43,617,741	34,631,818	32,865,569	79.4%	75.3%

平成29年度

(単位:円)

	区分	全体	県内	東紀州	県内割合	東紀州割合
1	穀雨飲料	5,317,473	2,319,840	2,188,366	43.6%	41.2%
2	客室	12,750,616	11,551,628	3,043,963	90.6%	23.9%
3	穀雨食材	47,076,660	28,416,239	26,422,099	60.4%	56.1%
4	馳走庵食材	3,930,483	3,004,340	2,951,798	76.4%	75.1%
5	フロント	3,974,000	3,120,033	2,842,473	78.5%	71.5%
6	湯浴みぼっこ	6,679,849	6,436,964	3,054,438	96.4%	45.7%
7	幸商店	13,762,480	11,266,065	10,827,877	81.9%	78.7%
8	体験	1,886,885	1,814,885	1,814,885	96.2%	96.2%
9	修繕 保守管理	28,391,630	16,711,489	15,186,097	58.9%	53.5%
10	総務他	26,591,208	26,144,232	26,047,032	98.3%	98.0%
11	ネット手数料	23,823,305	0	0	0.0%	0.0%
計		174,184,589	110,785,715	94,379,028	63.6%	54.2%
食材計		51,007,143	31,420,579	29,373,897	61.6%	57.6%

食材3年計	143,127,403	105,988,617	102,128,241	74.1%	71.4%
-------	-------------	-------------	-------------	-------	-------

幸商店3年計	39,490,995	33,097,353	31,071,497	83.8%	78.7%
--------	------------	------------	------------	-------	-------

② 経済波及効果

ア 経済波及効果

紀南中核的交流施設の整備に伴う経済波及効果を平成 23 年三重県産業連関表により算出した結果は〔表 7〕のとおりである。

初年度の平成 21 年度は営業期間が約 9 ヶ月のため 3.9 億円、大水害の発生した平成 23 年度は 4.1 億円と前年度から大きく減少しているが、その後は徐々に増加し平成 29 年度には 6.1 億円となっている。また、オープン以来平成 29 年度までの経済波及効果は、累計で 45.3 億円となっている。

〔表 7〕 紀南中核的交流施設における経済波及効果

(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
直接効果(売上)	2.3	3.0	2.4	2.5	3.0	3.2	3.3	3.4	3.6	26.7
1次間接波及効果	0.7	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	8.3
2次間接波及効果	0.9	1.1	0.9	0.9	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	10.1
総合効果	3.9	5.1	4.1	4.2	5.1	5.4	5.6	5.8	6.1	45.3

イ 雇用効果

オープン以来、正規スタッフ、パート等を合わせて、50 名から 60 名程度が地元から継続的に雇用されている。雇用の大半はパート等であり、正規スタッフについては平成 24 年以降、一桁に止まっている。〔表 8〕

熊野倶楽部がオープンした平成 21 年 7 月は、リーマン・ショックの影響により県内の有効求人倍率が 0.4 と前年同月の 1.18 から大きく落ち込んだ時期であり、雇用情勢が極めて厳しかった。このような状況は、その後も数年間続くが、この時期に地域内において常に 50 名から 60 名程度の地元雇用を維持し続けた貢献度は極めて大きい。

熊野らしさの創出、地域貢献という意味も含め、今後とも地元人材を中心とした雇用の維持・拡大が望まれるところである。

〔表 8〕 紀南中核的交流施設における雇用状況

(単位:人)

	H22.5.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.3.31	H30.3.31
正規スタッフ	19	14	11	12	13	14	12	12	12
うち地元雇用	13	10	6	6	7	8	9	9	7
パート・アルバイト	55	50	43	53	58	53	52	47	52
合計	74	64	54	65	71	67	64	59	64
うち地元雇用	68	60	49	59	65	61	61	56	59

(2) 課題

- ・ 地域產品の取扱について、食材の活用は一定の評価ができるが、土産物については地域優先とし、魅力ある商品をさらに掘り起し販売する必要がある。
- ・ 地域の事業者においても地域產品の販売だけでなく商品のブランディングの場として積極的に熊野俱楽部を活用するなど、地域経済の活性化につなげていく必要がある。また、販売する土産物等については、パッケージや持ち帰り用の袋等お客様が買って帰りたくなるような工夫が必要である。
- ・ 施設で取り扱う地域產品については、高付加価値化に取り組むとともに、「熊野俱楽部で使われている商品」としてブランド化に取り組み、小売店やイベント等で積極的に売り出すなど、地域全体の経済的メリットを生み出していくことも重要である。
- ・ 運営事業者においては、今後とも地元雇用の確保に努めることが求められる。

5 経営状況

(1) 評価

① 収支の状況

熊野俱楽部の売上及び費用の状況は、〔図6〕及び〔表9〕のとおりである。

売上と費用（原価+人件費+経費）を比較してみると、オープン初年度である平成21年度から平成24年度までは、費用が売上を上回っていたが、平成25年度には営業利益を計上し、その後も収支均衡を維持している。アクセス等不利な条件のもとで集客の面でも、収支の面でも改善していることは評価できる。

しかし、この収支には広告宣伝費等の本部経費が反映されておらず、この部分を含めると未だ収支均衡には至っていない。

※「本部経費」は、総務・経理部門の人件費、本社の賃借料、広告宣伝費等、どの事業所にも属さない共通の経費

② 収益の状況

収益面では、宿泊者の着実な伸びに支えられ、売上はオープン当初の約2億6千万円（平成22年度～24年度の平均）から平成29年度には約3億6千万円まで増加している。

平成29年は東海地方に上陸・接近した台風が9回と平年を上回るとともに、

シーズンの10月が秋雨前線や台風の影響でかなりの降水量となるなどアクティビティ中心の東紀州観光には不利な状況であったが、宿泊者の伸びが顕著で営業利益が2千万円を超える結果となった。

直近3年間の宿泊者の単価を見てみると、1万7千円台から1万9千円台で推移しており、宿泊者の増加のみならず宿泊者の単価も維持されている。

③ 費用の状況

費用面においても宿泊者の増加に伴い、オープン当初の約3億円(平成22年度～24年度の平均)から平成29年度の約3億4千万円と増加傾向を示している。

なかでも、昨今の人手不足と好調な営業成績等により人件費の増加が顕著となっている。人件費は費用全体の約4割を占めており、今後とも注視していく必要がある。

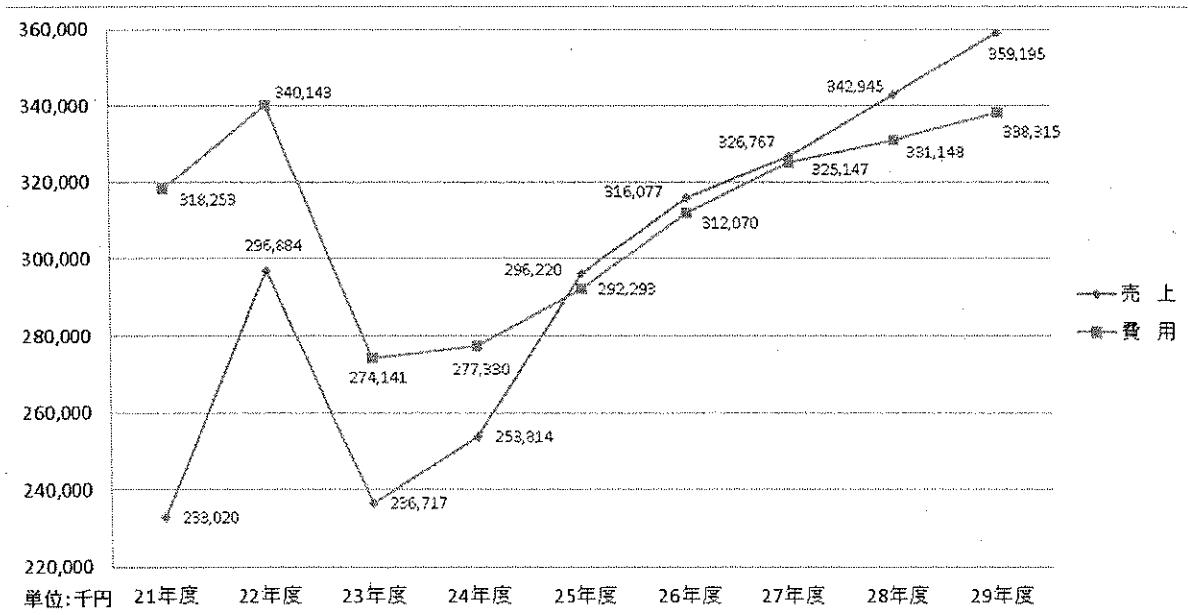
食材等の仕入れに係る経費(原価)や水道光熱費等の経費についても、今後増加が見込まれるが、サービスの質を維持しつつ経費節減に努めることが望まれる。

④ 今後の収支見込

平成31年度以降の収支については、オープン後10年近くが経過することから、今後、老朽化等に伴う多額の修繕費やリニューアルに要する費用が発生する。

このため、さらなる収支改善が図られないと、収支均衡の維持は困難である。

〔図6〕紀南中核的交流施設売上・費用



[表9] 紀南中核的交流施設売上・営業利益等

単位:千円

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
売 上	233,020	296,884	236,717	253,814	296,220	316,077	326,767	342,945	359,195
費 用	318,253	340,143	274,141	277,330	292,293	312,070	325,147	331,148	338,315
原 價	67,791	81,144	60,462	62,710	71,090	68,307	67,489	61,290	65,256
人件費	130,365	143,634	111,486	108,840	105,512	122,681	132,243	135,899	134,881
経 費	120,097	115,365	102,193	105,780	115,691	121,082	125,415	133,959	138,178
営業利益	▲85,233	▲43,259	▲37,424	▲ 23,516	3,927	4,007	1,620	11,797	20,880

*経費のうちH21-25は、広告宣伝費除く

(2) 課題

- ・ 紀南中核的交流施設は建設後10年近くが経過しており、今後は修繕やりニューアルに多額の経費が必要となることから、厳しい経営状況が予想される。運営事業者には、利用者の増加や経費節減に向けたより一層の経営努力が求められる。

V 有識者・関係者等の意見等

紀南中核的交流施設の評価を取りまとめるにあたって、有識者や地元の関係者等の意見を聴取するとともに、宿泊者のアンケート等を参考にした。

1 有識者・関係者等の意見

(1) 集客交流

① 有識者の意見

- ・宿泊者数については、季節限定プランの造成などシーズンオフの冬場における客室稼働率を改善する取組が必要である。
- ・複数の体験プログラムと宿泊を組み合わせるなど、宿泊日数の増加に向けた工夫が必要である。
- ・施設の性格に鑑み、まずは個人の宿泊者や地元の利用を中心に考えるべきで、その上で団体利用は考えた方がよい。
- ・地域の飲食店等を巻き込んだ2泊3日の商品を造成するなど、連泊商品を意識して売り込まないと滞在型のリゾートにはなっていかない。こうした取組により、地域との連携や経済効果も生まれてくる。
- ・地域全体の集客力を高めるため、他の宿泊施設と連携し、東紀州地域内における広域的なプランを提供していく必要がある。
- ・地域のグルメマップや観光地の紹介など、フロント等でもっと積極的に情報提供する必要がある。
- ・高速道路の整備によりバスツアー等は売り込む地域が変わってきている。アクセスの変化に伴う対応が必要である。
- ・オープン後約10年が経過し、旅行形態や消費の傾向が大きく変化してきている。日帰り利用者が伸び悩んでいる食事、温浴施設は、こうした社会の変化を踏まえ、サービスの見直しを検討する必要がある。
- ・食事、温浴施設等の日帰り利用については、利用者のニーズをしっかりと把握しサービスを提供する必要がある。また、地元利用も見据え、地元紙等を積極的に活用する必要がある。
- ・馳走庵は地元の人も食べに來るので、地元向けのメニューも用意すべきである。また、土産物等を扱う幸商店では、ここでしか買えないものや季節限定の商品など、差別化に取り組む必要がある。

② 地元関係者の意見

- ・サービスの質やレベルは向上してきており、一生懸命に取り組んでいる。
- ・高速道路等が整備され宿泊者も増えてきており、今後の取組が重要になる。
- ・紀南地域では唯一の滞在型観光施設であり、自慢の施設である。地域としてもしっかりと連携していく必要がある。
- ・今後、観光に力を入れていくので、集客交流の体制強化を図るうえでの重要な拠点として活用していきたい。
- ・高速道路の整備等を受け、東紀州全体での観光振興を考えると、この施設に期待するところは大きい。
- ・紀南中核的交流施設は東紀州全域を対象エリアとしていかなければならない。この施設を充実させることで地域の交流人口を増やすことが必要である。
- ・熊野倶楽部の利用者は歴史・文化に興味のある人が多いので、熊野古道等の利用促進につなげていく必要がある。
- ・駐車場から温浴施設までの距離が長く、雨の日や高齢者、障がい者には利用しにくいため検討が必要である。

(2) 地域連携

① 有識者の意見

- ・体験プログラムについては、地域との連携をより一層強化する中で、利用者のニーズに沿った魅力的なものを提供していく必要がある。
- ・「モノ消費」から「コト消費」に変わってきており、地域ならではの体験プログラムを提供していくことは、今後ますます重要になる。
- ・遊休施設については地域との連携を深める中で、施設と地域双方にメリットのある活用方法を検討する必要がある。
- ・施設の無料開放ということで、地域の婚活イベントを開催した。参加者に施設の利用を促すことにもつながり、地域にも施設にも良い活用の仕方であったと思う。こうした取組は今後とも必要である。
- ・10年間の運営の中で地域と信頼関係を築いてきた。今後とも地域の意見等をしっかりと聴いて、事業に活かしていく必要がある。
- ・広報の担当者と地域とのコーディネートを担当する者を置くことで、普段から地域とのつながりを大切にする必要がある。
- ・イベントの開催など地域との結びつきを強める取組が、食事や温浴施設など地域の利用を促し、売上の拡大につながるようにしていく必要がある。

② 地元関係者の意見

- ・ 体験プログラムの利用者数が減ってきてるので、地元からも体験プログラムをいかに活用してもらえるようにするか、熊野倶楽部に提案していくことが必要である。
- ・ 道路整備により広域的な周遊が可能になってきている。紀北地域も加えたオプショナルツアーや等も検討する必要がある。
- ・ 地域の団体等が主催する着地型観光商品と宿泊の連携を積極的に進める必要がある。
- ・ 施設の無料開放ということであれば、地域活動に利用したいという団体はあるので、もっと情報提供をするべきである。
- ・ 地域の声をしっかりと聞くようにすることで、熊野倶楽部の取組が地域全体の魅力アップや活性化につながるようにしていく必要がある。
- ・ オープン当初に比べると情報共有の場が少なくなってきたおり、地域との連携が薄くなっている。
- ・ 普段から地域に入り込んで、さまざまな分野の関係者とネットワークを築いていくことが重要である。
- ・ 「熊野倶楽部の会」では定期的に会議を行い、熊野らしさを出すため工夫していた。地域の意見を反映していくため、地域との連携をもう一度見直すべきである。
- ・ 料金のサービスだけでなく、地域も巻き込んで熊野倶楽部を地域の活性化にどうつなげていくかと一緒に検討していくことが必要である。
- ・ 太鼓演奏や盆踊り等の開催は地域とのつながりを深くするとともに、利用者の増加にもつながるので、回数を増やすはどうか。

(3) 熊野らしさの創出

① 有識者の意見

- ・ 接客や体験プログラム、施設内で行われるイベント等においても、熊野らしさをより一層感じてもらえるような工夫が望まれる。
例：来館時の地元産のお茶を説明しながらの提供
熊野らしいゆったりとした接遇
- ・ 地元の方のゆったりした接客に熊野らしさを感じる。他の取組においても熊野らしさを出してほしい。
- ・ コース料理の最初に産田神社(熊野市)の神事に因んだ料理を提供するなど、熊野らしさを演出する工夫が見られる。こうした取組が必要である。

② 地元関係者の意見

- ・ 運営事業者には会社全体として共通の取組が求められるところは理解できるが、郷土色をもっと出す必要がある。
- ・ 調達できるものは、極力紀南地域のものを使い、それが困難なときは東紀州地域のものを使う必要がある。こうした取組が地域に経済的なメリットを及ぼす。

(4) 経済的メリットの創出

① 有識者の意見

- ・ 地域産品の取扱いについて食材の部分で一定の評価ができるが、土産物に関しては地域を優先し、魅力ある商品をさらに掘り起こし販売する必要がある。
- ・ 食材については、地域で全て生産しているわけではないので、地域から 70% 以上調達しているというのは評価できる。
- ・ 地域で生産していないものは県内他地域と連携して調達し、それを契機に交流拡大につなげていくことも大切である。例えば、お酒を伊賀地域と連携して調達し、同地域向けの限定プランをつくるということも考えてはどうか。
- ・ 地域においても地域産品の販売だけでなく商品のブラッシュアップの場として積極的に熊野倶楽部を活用するなど、地域経済の活性化につなげていく必要がある。また、販売する土産物等については、パッケージや持ち帰り用の袋等お客様が買って帰りたくなるような工夫が必要である。
- ・ 施設で取り扱う地域産品については、高付加価値化に取り組むとともに、「熊野倶楽部で使われている商品」としてブランド化に取り組み、小売店やイベント等で積極的に売り出すなど、地域全体に経済効果が及ぶようにする必要がある。
- ・ 運営事業者においては、今後とも地元雇用の確保に努める必要がある。

② 地元関係者の意見

- ・ 地域における経済、雇用の両面で貢献してもらっている大切な施設である。
- ・ 土産物については価格的にも、内容的にも、利用者のニーズをふまえたさまざまな商品を揃えておく必要がある。
- ・ 土産物については、地域も努力する必要がある。地域産品の販売に「幸商店」をもっと積極的に活用すべきである。
- ・ 地域の土産物を扱っていただいているが、地域の側が魅力的な商品を提供しきれておらずもったいない。もっと熊野倶楽部を活用すべきである。

(5) 経営状況

有識者の意見

- ・施設は建設後10年近く経過しており、今後は修繕やリニューアルに多額の経費が必要となることから、厳しい経営状況が予想される。さらなる経営努力が求められる。
- ・アクセス等不利な条件のもとで収支を改善し、収支均衡まで漕ぎ着けたのは評価できる。
- ・地域にとって大切な施設であるので、これまでの事業運営だけでなく、今後も含めた長期的な視点で見ていく必要がある。

2 利用者アンケートでの評価

熊野倶楽部では、宿泊者に対し「利用者アンケート」を実施している。アンケートの内容は、総合評価や従業員の接客、清掃状況、食事、再来訪の意向等について5点満点で満足度を問うものである。〔別紙〕

結果は〔表10〕のとおりであり、総合評価はオープン以来の平均で4.4点となっており、満足度は高いといえる。

3 予約サイトでの評価

民間の予約サイト「じゃらん」での口コミ評価は〔表11〕のとおりであり、「口コミ総合」で5点満点中4.3点のほか、部屋、風呂、料理（朝食）、料理（夕食）、接客・サービス、清潔感の各項目において、4.0点を上まわっており、特に部屋と清潔感については、それぞれ4.7点、4.6点と高い評価を得ている。

[別紙]

利 用 ア ン ケ ト

Q 1. プロフィール

氏名 () 性別 (男・女) メールアドレス ()
 年齢 (20代以下・30代・40代・50代・60代以上) 出発地 () 都道府県

Q 2. 旅行形態

利用日 () 年 () 月 () 日から 利用回数 (初回・2回目・3回目・4回以上)
 旅行形態 (2名以内・3名以上家族・3名以上グループ)

Q 3. 総合評価

総合的にみてどのくらい満足されましたか?
(非常に満足・満足・やや満足・やや不満・不満・非常に不満)

Q 4. 個別評価

従業員の応接態度・サービスは?

- ・フロントに関して (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・ダイニングに関して (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)

客室に関して

- ・客室設備 (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・客室環境 (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・客室の寝具、浴衣 (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・客室清掃 (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)

付帯施設について

- ・設備は? (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・清掃は? (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・その他 ()

Q 5. 食事について

夕食について

- ・ボリュームについて (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・味付けについて (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・メニュー構成について (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・季節感・郷土食の演出 (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)

朝食について

- ・ボリュームについて (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・味付けについて (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)
- ・特徴・工夫は感じられましたか (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)

子供食・特別食について

- ・子供食・特別食について (大変満足・満足・普通・やや不満・不満足)

Q 6. 再来訪の意向

再度ご利用したいと思いますか?

(是非利用したい・機会があれば利用したい・あまり利用したくない・絶対に利用したくない)

Q 7. 当館の姿勢

当館は、多くのお客様に喜んでいただけるようにおもてなし、企画等を実践しておりますが、
お泊りになられて、その意向が強く感じられましたか?

(強く感じた・まあまあ感じた・あまり感じられない・せんぜん感じられない)

Q 7. コメント

ご意見ご要望をお寄せください。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理され、調査以外の目的には使用致しません。
ご協力ありがとうございました。

〔表10〕熊野倶楽部宿泊者アンケート結果

項目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	評点	評点	前年比	評点	前年比	評点	前年比	評点	前年比	評点
総合評価	4.24	4.53	0.29	4.51	▲ 0.02	4.53	0.02	4.50	▲ 0.03	
フロント	4.18	4.42	0.24	4.42	0.00	4.47	0.05	4.45	▲ 0.02	
レストラン	4.30	4.52	0.22	4.48	▲ 0.04	4.54	0.06	4.62	0.08	
清掃(客室)	4.50	4.63	0.13	4.64	0.01	4.61	▲ 0.03	4.62	0.01	
清掃(付帯施設)	4.32	4.41	0.09	4.34	▲ 0.07	4.38	0.04	4.42	0.04	
夕食(ボリューム)	4.38	4.53	0.15	4.46	▲ 0.07	4.50	0.04	4.56	0.06	
夕食(メニュー構成)	4.28	4.46	0.18	4.44	▲ 0.02	4.36	▲ 0.08	4.55	0.19	
夕食(季節郷土)	4.28	4.47	0.19	4.44	▲ 0.03	4.52	0.08	4.53	0.01	
朝食(ボリューム)	4.25	4.46	0.21	4.43	▲ 0.03	4.45	0.02	4.52	0.07	
朝食(特徴工夫)	4.13	4.38	0.25	4.36	▲ 0.02	4.37	0.01	4.41	0.04	
子供食・特別食	3.93	4.47	0.54	4.36	▲ 0.11	4.42	0.06	4.46	0.04	
再訪	4.30	4.57	0.27	4.60	0.03	4.56	▲ 0.04	4.60	0.04	

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平均
	評点	前年比	評点	前年比	評点	前年比	評点	前年比	
総合評価	4.39	▲ 0.11	4.46	0.07	4.41	▲ 0.05	4.34	▲ 0.07	4.43
フロント	4.29	▲ 0.16	4.37	0.08	4.27	▲ 0.10	4.31	0.04	4.35
レストラン	4.43	▲ 0.19	4.52	0.09	4.41	▲ 0.11	4.40	▲ 0.01	4.47
清掃(客室)	4.54	▲ 0.08	4.62	0.08	4.54	▲ 0.08	4.55	0.01	4.58
清掃(付帯施設)	4.31	▲ 0.11	4.41	0.10	4.28	▲ 0.13	4.33	0.05	4.36
夕食(ボリューム)	4.47	▲ 0.09	4.52	0.05	4.41	▲ 0.11	4.35	▲ 0.06	4.46
夕食(メニュー構成)	4.43	▲ 0.12	4.53	0.10	4.44	▲ 0.09	4.37	▲ 0.07	4.43
夕食(季節郷土)	4.45	▲ 0.08	4.54	0.09	4.44	▲ 0.02	4.51	0.07	4.46
朝食(ボリューム)	4.44	▲ 0.08	4.43	▲ 0.01	4.36	▲ 0.07	4.31	▲ 0.05	4.41
朝食(特徴工夫)	4.31	▲ 0.10	4.38	0.07	4.38	0.00	4.29	▲ 0.09	4.33
子供食・特別食	4.24	▲ 0.22	4.54	0.30	4.24	▲ 0.30	4.34	0.10	4.33
再訪	4.48	▲ 0.12	4.55	0.07	4.49	▲ 0.06	4.49	0.00	4.52

〔表11〕「じゃらん」での口コミ評価

	総合	部屋	風呂	料理(朝食)	料理(夕食)	接客・サービス	清潔感
評点	4.3	4.7	4.2	4.0	4.1	4.1	4.6

※平成30年6月10日現在の評点

VI 総括評価

1 成果

熊野俱楽部は、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、同年 9 月の紀伊半島大水害の発生により一旦宿泊者が減少したが、さまざまな企画プランを造成し積極的な売込を行うなどの経営努力により、年々、順調に宿泊者を増やし、施設単体の収支では営業利益を計上するまでになった。

その間、地域から 50 名～60 名を継続的に雇用するとともに食材や土産物等に地域産品を積極的に活用し、経済波及効果は平成 29 年度で 6.1 億円と算定される。また、レンタサイクルプランや観光手形の発行は周遊性・滞在性を向上し、地域における消費の拡大につながっている。

地域に対しては、紀伊半島大水害の際に、温浴施設を無料で提供するとともに、災害復旧従事者に低価格で客室を提供し、災害復旧にも貢献した。地域活動という点でも、地元の小学校に植栽や体験の場を提供したり、地元の行事に協力するなどの支援を行っている。

また、建物のつくりや建材（熊野杉）、地域の食材にこだわった料理の演出など熊野の魅力を全面に打ち出した事業運営は、利用者に「熊野らしさ」が高く評価されるとともに、地元を代表する宿泊施設の一つとして、地域の誇りともなっている。

2 課題

地域との連携は、紀南中核的交流施設の方向性にも関わる大きな課題であり、当初の基本構想にも章立てして記述されていたように、施設の重要なコンセプトの一つである。地域の歴史や文化など地域資源を活かした体験プログラムは、熊野らしさを実感・体感する取組の一つとして充実・強化していくことが求められているが、利用者の減少が続いている。昨今のニーズをふまえた、プログラム全体の見直しを行うとともに、着地型のプログラムを造成し実施している地域の事業者等との連携も視野に入れた、新しい体験プログラムの提供が求められている。

また、飲食施設や温浴施設の利用者の減少に対しても、バスツアーの減少等、オープン当初とは施設を取り巻く社会的環境が大きく変わってきており、施設の機能やサービスの見直しが迫られている。

熊野俱楽部では、地域の事業者や団体等で構成する「熊野俱楽部の会」が休止したり、地元市町との連携が年々希薄化する一方、新たな地元団体との連携が始まるなど時代とともに連携のあり方が変化している。基本構想の具現化に向けて地域との連携を見直し、再構築していくことが重要である。

なお、連携については、熊野俱楽部から地域への積極的なアプローチが求められる一方、地元市町や地域の事業者、団体といった地域の側からも、今後、地域の活

活性化に向けて熊野倶楽部に積極的に働きかけるなど、基本構想の中で示されている「地域の役割」に対する主体的な取組が求められている。

経営面においては、平成 25 年度にはじめて施設単体として営業利益を計上して以降、軌道に乗りつつあるが、建設後約 10 年が経過し、今後修繕やリニューアルが必要となることから、より戦略的な経営が求められる。

3 結論

紀南中核的交流施設の運営については、さまざまな課題はあるものの、集客交流については一定の効果があり、地元からの雇用や地域産品の活用等による地域への経済波及効果は大きい。

また、地域からも「紀南地域では唯一の滞在型観光施設であり、自慢の施設である」、「東紀州全体での観光振興を考えると、この施設に期待するところは大きい」、「地域における経済、雇用の両面で貢献してもらっている大切な施設である」等の高い評価がなされ、大きな期待が寄せられている。地元市町からの運営の継続に対する要望も強く、地域活性化の観点から引き続き施設が運営されていくことが望ましいと考える。

今後とも、紀南中核的交流施設が基本構想に基づく役割を果たしていくよう、年 2 回開催している「紀南中核的交流施設事業推進会議」の場を引き続き活用し、地域の思いや意見をより一層反映できるようにしていく必要がある。

VII 将来予想される環境の変化と今後求められる方向性

1 環境の変化

(1) 交通アクセスの改善

現在、平成 30 年度の開通をめざして新名神高速道路の新四日市 J C T ~ 龜山西 J C T 間の整備が進められており、熊野尾鷲道路の尾鷲北 I C ~ 尾鷲南 I C 間においても整備が進んでいる。こうした道路整備に伴うアクセスの改善により、自動車による東紀州地域への来訪が促進されるほか、地域内の周遊性・滞在性も向上する。

和歌山県側においても、すさみ串本道路（すさみ南 I C ~ 串本 I C 間）が平成 30 年度内に着工予定で、今後関西方面からのアクセス改善に伴う誘客も期待される。

また、紀南地域に隣接する新宮港では、新宮市がクルーズ客船の誘致に取り組んでいる。平成 30 年 7 月には、熊野市や御浜町、紀宝町、さらには三重県も参加した「新宮港クルーズ振興広域協議会（仮称）」の設立が予定され、紀南地域も含めたクルーズ客船を活用した地域振興に取り組むこととしている。

(2) ビッグイベントの開催等

平成 31 年度にはラグビー・ワールドカップ、熊野古道世界遺産登録 15 周年事業、平成 32 年度には東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年度には三重とこわか国体・三重とこわか大会などの開催が予定されている。また、平成 32 年は日本書紀 1300 年、平成 36 年は熊野古道世界遺産登録 20 周年にあたる。

一方、地域やその周辺では、熊野市において道の駅が、紀宝町においてキャンプ場が新たにオープンするなど、観光施設等の整備が活発に行われている。さらに、尾鷲市では、人々がまちを舞台にした体験プログラムを展開し始めている。

ビッグイベントの開催は、国内外に地域の魅力を発信し、多くの来訪者を呼び込む絶好の機会であり、地域の新たな動きと合わせて取組の相乗効果が期待される。

(3) インバウンドの増加

インバウンドについては、国全体で平成 28 年には 2,404 万人、平成 29 年には 2,869 万人と毎年最高記録を更新している。国においても平成 28 年 3 月に平成 32 (2020) 年の年間目標来訪者数を 2,000 万人から 4,000 万人に引き上げたところである。また、リピーターも増加しており、今後、ゴールデンルート以外の地域での増加も見込まれる。

熊野俱乐部においても平成 29 年度の外国人宿泊者数が 586 人と前年度に比べ 70% 近く増加している。熊野市駅の前にある熊野市観光公社でも同じような傾向にあり、今後もさらなる増加が予想される。

(4) 多様化する観光客のニーズ

社会の成熟に伴い、働き方、消費傾向等ライフスタイルや旅行の目的そのものに大きな変化が生じつつある中、多様化する観光客のニーズへの対応が求められている。観光客の関心が買物などの「モノ消費」から、体験型の「コト消費」に移ってきており、地域ならではの魅力を実感・体感できるサービスへのニーズが今後も高まると予想される。

また、農林水産省が進める「農泊」、「渚泊」や平成30年6月からスタートした「民泊」、さらには海外では一般的である「泊食分離」など、宿泊施設や宿泊サービスの多様化がますます進むと予想される。

(5) 人口減少と高齢化

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した日本の将来推計人口によれば、東紀州地域の人口は2015(平成27)年と比較して、2025年は19.6%（県5.8%）、2030年は28.4%（県9.4%）の減少となっている。高齢化率についても、2025年は45.8%（県31.2%）、2030年には48.0%（県32.6%）となっており、今後人口減少や高齢化がさらに進むことにより、地域の活力低下が予想される。

こうした状況は地域住民の施設利用が減少するだけでなく、地域における人材の確保や体験プログラムの構築、食材の調達などにも担い手が不足し、運営面や地域との連携を進めるうえで大きな支障となることが懸念される。

一方で、市町において移住施策が積極的に行われる中、東紀州地域への移住者等は着実に増加しており、平成29年度の県と市町の施策を利用した移住者数は過去最高の80名となっている。年齢的にも40歳代以下が多く、豊かな自然を生かしたアクティビティの提供、カフェの開店等交流の場づくり、地域に伝わる保存食の商品化や販路拡大などさまざまな活動に取り組んでいる。移住者等の地域における活躍が今後一層期待されるところである。

(6) 若者の定住・定着と事業者等の役割

県が南部地域の高校生を対象に実施したアンケート調査によると、「高校卒業後も地域に住み続けたい、あるいは将来地域に戻りたい」と回答した割合は、地域のことを「とても好き」と回答した生徒では86.5%、「どちらかと言えば好き」では74.4%、「あまり好きではない」では45.7%、「好きではない」では29.2%と、地域への愛着度と定住・定着への思いの間には強い相関関係が認められる。

東紀州地域においては、高校生の多くが進学や就職時に地域を離れるが、地域のことを知らずに出て行く者が多い。県では高校生を対象に、地域を知り地域のこと

について考える機会を提供することで、生徒の地域への愛着を育む施策を高校と連携して進めているが、地域の仕事や暮らし、その魅力など、地域のことを知つてもらうために、事業者や団体等も参加し、地域全体で取り組まれることが望ましい。

2 今後求められる方向性

(1) 多様化するニーズへの対応

新名神高速道路の新四日市ＪＣＴ～亀山西ＪＣＴ間の整備をはじめとした交通アクセスの改善やインバウンドの増加、東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催など、今後東紀州地域は集客交流を進めるうえで大きなチャンスを迎える。

近年、観光客のニーズが「モノ消費」から「コト消費」にシフトし、民泊制度をはじめとした新たな宿泊スタイルが広がっており、熊野俱乐部においても体験、飲食、温浴等のサービスについて、こうした変化をふまえた対応が求められる。また、各施設の機能やリフォーム等についても、ニーズの変化を見据え検討していくことが重要である。

(2) 地域との連携強化

体験プログラムの利用や日帰り利用については、この数年減少傾向にあることから地域との連携を再構築し、プログラムやサービスのあり方も含め見直すことで、宿泊以外の面でも熊野の魅力を提供できるようにしていくことが求められる。

体験については、熊野の歴史・文化や自然、暮らし等さまざまな魅力に触れるとのできるプログラムを地域の関係者と連携して提供するとともに、新たなプログラムの造成を後押しし、地域の人材育成にもつながるような取組が望まれる。

駆走庵については、熊野の魅力の一つである地域の食材を提供しているが、地域外からの観光客だけでなく、地域の住民にも満足していただけるよう、料理のメニューや価格の設定等を検討するとともに、結婚式の披露宴や同窓会、懇親会などにも活用されるよう、穀雨も含め機能を充実させていくことが重要である。さらに、新宮港にクルーズ客船の寄港が相次いでおり、乗船客の観光ツアーの受入等新規の需要にどう対応するか、新たな取組が急がれる。

また、温浴と体験や飲食等をセットにしたプランを企画するなど、熊野のゆったりとした時間の流れを体感できるような演出を行うことで新たな客層の開拓につなげていくことも重要である。

(3) 東紀州全域への連携拡大

東紀州地域は、熊野尾鷲道路の尾鷲北ＩＣ～尾鷲南ＩＣ間の整備により、自動車による地域内の周遊が移動時間の短縮によりさらに便利になるとともに、地域内やその周辺において新たな観光施設等の整備も進んでいる。このため、紀南中核的交流施設においては、熊野古道センターをはじめ新たにオープンした施設等とも連携し、今後、東紀州全域の観光振興の拠点の一つとして大きな役割を担っていくことが求められる。

また、東紀州地域においては、移住者等が創り出している新しい魅力が地域に活力を与え始めている。

今後人口減少や高齢化がさらに進むことにより、地域の活力低下が懸念されるが、紀南地域から東紀州全域へ連携する範囲を拡大するとともに、移住者等による新たな活動と連携し、体験プログラムの充実や幅を広げることは、担い手不足を補い、地域の魅力や競争力を高めることにつながる。

(4) 県内外の他地域との連携強化

近隣地域においてもインバウンドが増加している。平成29年の外国人宿泊者数が田辺市で約3万7千人、新宮市で約7千人、那智勝浦町で約5万9千人と前年に比べて大幅に增加了。田辺市熊野ツーリズムビューローからは、熊野古道来訪者の間では和歌山県内の熊野古道だけでなく、近年、伊勢路についても関心が高まっていると聞いている。

また、伊勢神宮には、平成29年には約880万人（うち外国人は約10万人）の参拝客が訪れており、伊勢市観光協会でも熊野古道に関する問い合わせが多いとのことである。

こうしたことから、田辺市熊野ツーリズムビューローはもちろん新宮市観光協会や熊野本宮観光協会、伊勢市観光協会など県内外の他地域とも連携を強化し積極的な誘客促進に取り組むことが重要である。

国内観光客については、新名神高速道路の新四日市ＪＣＴ～亀山西ＪＣＴ間の整備等により渋滞が解消し所要時間が短縮される。このため時間に余裕ができるから、もう一步足を伸ばして東紀州地域に、さらには熊野倶楽部に来てもらえるよう、伊勢方面における東紀州地域の観光案内を強化するなど、地域を越えて結びつきを強めていくことが望まれる。

(5) 地域への愛着の醸成

熊野倶楽部は来訪者に熊野の魅力を伝えるとともに、地域の人々には熊野の良さを改めて実感していただく施設でもある。熊野倶楽部では木本高校吹奏楽部によるコンサートや紀南高校からのインターンシップの受入等を行っているが、地域内外の人々との交流や仕事を通して地域の持つ魅力や価値に気付くことは、高校生にとって有意義な経験である。

熊野倶楽部が観光や経済面で地域の中心的な役割を担う施設の一つとして、中長期的な地域の発展を支えるとともに、宿泊施設としてだけではなく、世界遺産熊野古道をはじめとした地域の魅力を引き出し、地域や世代を越えたさまざまな交流の場として活用され、若者等の地域への愛着を高め、将来の定住・定着にもつながるような施設をめざしていくことが望まれる。